

(仮 訳)

健全な流動性リスク管理及び
その監督のための諸原則

バーゼル銀行監督委員会

2008年9月

目 次

	頁
はじめに	1
流動性リスクの管理及びその監督に関する諸原則	4
流動性リスクの管理及びその監督に関する基本原則	4
流動性リスク管理のガバナンス	4
流動性リスクの測定と管理	5
情報開示	6
監督当局の役割	7
流動性リスクの管理及びその監督に関する基本原則	8
原則 1	8
流動性リスク管理のガバナンス	9
原則 2	9
原則 3	10
原則 4	12
流動性リスクの測定と管理	13
原則 5	13
原則 6	25
原則 7	26
原則 8	30
原則 9	34
原則 10	35
原則 11	40
原則 12	44
情報開示	46
原則 13	46
監督当局の役割	47
原則 14	47
原則 15	50
原則 16	50
原則 17	52
流動性作業部会のメンバーリスト	54

健全な流動性リスク管理及びその監督のための諸原則

はじめに

1. 流動性とは、銀行¹が、許容不可能な損失を被ることなく、資産を増加させるための資金を調達し、期日の到来した債務を履行する能力である。銀行の基本的な役割は、短期預金を用いて長期貸出しを行うという満期変換機能にあることから、銀行は本来的に流動性リスク²に晒されている。流動性リスクには、個別銀行に係る性質のものと、市場全体に影響を及ぼすものがある。実質的にすべての金融取引又はコミットメントは銀行の流動性に影響を及ぼす。キャッシュフローの履行義務は外部事象や他の経済主体の行動に左右されるため不確実性を伴うが、銀行は、流動性リスクを実効的に管理することによって義務を履行する能力を高めることができる。流動性リスク管理の重要性は極めて高い。なぜなら、ひとつの金融機関に生じた流動性不足は金融システム全体に波及する可能性があるからである。過去10年間の金融市場動向は、流動性リスクとその管理を一層複雑化させている。
2. 2007年央に生じた市場の混乱は、金融市場と銀行部門が機能するためには流動性がいかに重要であるかを再認識させる機会となった。混乱に至る前までは、資産市場は活況を呈し、資金は低コストで難なく調達することができた。市場環境は急激に反転し、流動性が非常に素早く消散しうること、また、流動性不足は長期にわたって持続しうることを如実に示した。銀行システムは強いストレス下に置かれ、中央銀行は短期金融市場の機能を支えるために行動を起こすことを余儀なくされた。中央銀行が個別金融機関を支えたケースも少数ながら見られた。

¹ 本稿において用いられる「銀行」という用語は、一般に、銀行、銀行持株会社及びその他の会社のうち、当該会社の監督当局が適当と認める各国の関係法に基づいて、各国銀行監督当局が銀行グループの親会社であると見なす会社を指す。本稿では、特に注意書きされているか、あるいは文脈上明らかである場合を除き、銀行と銀行持株会社に適用上の区別を設けていない。

² 本稿では主として資金流動性リスクに焦点を当てている。資金流動性リスクとは、金融機関が、日常業務や財務内容に悪影響を及ぼすことなしには、現在又は将来の期待・非期待キャッシュフローを履行したり、所要担保を調達したりすることができなくなるリスクを意味する。市場流動性リスクとは、市場の厚みが不足していたり、市場が正常に機能しなくなったりした結果、金融機関が市場価格でポジションを相殺したり解消したりすることを容易に行えなくなるリスクを意味する。

3. バーゼル銀行監督委員会³は 2008 年 2 月に、「流動性リスク：管理と監督上の課題」を公表した。同文書は、銀行が経験した困難の概要を述べ、流動性が潤沢であった時期に銀行が流動性リスク管理の基本原則を一部看過していたことを明らかにした。最大級のリスク・エクスポージャーを有していた銀行において、個々の商品や業務ラインから発生する流動性リスクについて十分な情報を収集するための適切な枠組みが設けられていない例が多かった。この結果、業務ラインレベルにおけるインセンティブと、銀行の総合的なリスク許容度の間には不整合が生じていた。多くの銀行は、契約上及び契約外の偶発債務をファンディングする必要性が生じる可能性は極めて低いと考えており、これらを履行するためにどの程度の流動性が必要となるかを考慮していなかった。多くの金融機関は、流動性が長期にわたって極端に枯渇することはあり得ないと考え、市場全体が緊張状態に陥る可能性や、市場の機能不全の甚大さや期間の長さといった要素をストレステストに織り込んでいなかった。コンティンジェンシー・ファンディング・プラン（CFP）は必ずしもストレステストの結果を反映しておらず、資金調達源の幾つかが門戸を閉じてしまう可能性を考慮していない場合もあった。

4. 金融市場の展開及び今回の混乱から得られた教訓に対応するため、バーゼル委員会は、2000 年に公表した「銀行における流動性管理のためのサウンド・プラクティス」の抜本的な見直しを行った。幾つかの主要な分野において、ガイダンスは大幅に拡充された。特に、より詳細なガイダンスが提示されているのは、特に、以下の点についてである。

- ・ 流動性リスク許容度を設定することの重要性
- ・ 流動資産のクッション等により、適切な水準の流動性を維持すること
- ・ 流動性のコスト、便益及びリスクをすべての主要な業務ラインに配分する必要性
- ・ 偶発的な流動性リスクを含め、あらゆる範囲の流動性リスクを把握・測定すること
- ・ 厳しいストレステスト・シナリオを策定・適用すること
- ・ 堅固かつ実行可能なコンティンジェンシー・ファンディング・プランの

³ バーゼル銀行監督委員会は、G10 諸国の中央銀行総裁会議により 1975 年に設立された銀行監督当局の委員会である。同意委員会は、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルク、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国及び米国の銀行監督当局及び中央銀行の上席代表者により構成される。これらの国からの参加者に加え、オーストラリア、中国、香港、シンガポール及び BIS 支払・決済システム委員会の代表も本ガイダンスの策定に参加した。

必要性

- ・ 日中流動性リスクと担保の管理
 - ・ 市場規律を促進する情報開示
5. 監督当局に対するガイダンスも大幅に拡充された。すなわち、監督当局が銀行の流動性リスク管理の枠組みと流動性の水準の適切性を評価する必要がある、ということが強調され、これらの点が不適切であると判断された場合に監督当局が取るべき措置が提言されている。また、監督当局や、中央銀行をはじめとするその他の主要当事者が実効的に協力することが重要であり、ストレス環境下では特にその重要性が高まることが強調されている。
6. 本ガイダンスにおいては、業務内容の複雑な中規模及び大規模銀行における流動性リスク管理に焦点が当てられているが、ここに提示されている健全性の原則はあらゆる種類の銀行に対して適用可能である。銀行及び監督当局による本原則の適用は、銀行の規模、業務の性質及び活動の複雑さに見合ったものであるべきである。銀行とその監督当局は、これらの原則を実施するに当たり、各銀行がその活動法域の金融セクターにおいてどのような役割を果たしているか、どの程度システミックな重要性を有しているか、ということも考慮すべきである。バーゼル委員会は、銀行及び各国監督当局が今回改定された原則を迅速かつ完全に実行することを切に期待しており、実行の進捗状況を積極的に検証する所存である。
7. 本ガイダンスは、流動性リスクの管理及びその監督に関する17の原則を中心に作成されている。それらの原則は以下に示すとおりである。

流動性リスクの管理及びその監督に関する諸原則

流動性リスクの管理及びその監督に関する基本原則

原則 1

銀行は、流動性リスクを健全に管理する義務を有する。銀行は、処分上の制約を受けない高品質の流動性クッションを含む形で、無担保及び有担保の資金調達が可能又は困難となるような各種のストレス事象に耐えうる十分な流動性を維持できるような堅固な流動性リスク管理の枠組みを構築すべきである。監督当局は、銀行の流動性リスク管理の枠組み及び流動性ポジションの双方の適切性を評価し、いずれかに問題点があれば、預金者を保護するため、また金融システムに及びうる被害を抑えるために迅速に対応を取るべきである。

流動性リスク管理のガバナンス

原則 2

銀行は、流動性リスクに対する許容度を明確に定めるべきである。本許容度は、当該銀行の業務戦略及び当該銀行が金融システムにおいて果たしている役割に照らして適切なものであるべきである。

原則 3

上級管理職は、上記のリスク許容度に合わせて流動性リスクを管理し、自行が十分な流動性を維持することを確保するような戦略、方針及び実務を策定すべきである。上級管理職は、銀行の流動性の推移に関する情報を継続的に精査し、定期的に取り締役会に報告すべきである。銀行の取締役会は、流動性の管理に関する戦略、方針及び実務を少なくとも年に一回見直し、承認すべきであり、取締役会は、上級管理職が流動性リスクを実効的に管理することを確保すべきである。

原則 4

銀行は、(オンバランスシート及びオフバランスシートの双方において)すべての重要な業務について、流動性のコスト、便益及びリスクを織り込んだ上で、内部的なプライシング、業績の測定及び新商品の承認を行うべきである。これ

により、個々の業務部門におけるリスクに対するインセンティブと、それらの業務からもたらされる銀行全体の流動性リスク・エクスポージャーとの整合性が確保される。

流動性リスクの測定と管理

原則 5

銀行は、流動性リスクを把握、測定、モニター及び統制する健全なプロセスを保有しているべきである。本プロセスには、資産、負債及びオフバランスシート項目から生じるキャッシュフローを、複数の適切な期間にわたって包括的に見積もることのできる堅固な枠組みが含まれるべきである。

原則 6

銀行は、各法人、業務ライン及び通貨について、個別及び横断的に流動性リスク・エクスポージャーと所要資金調達額の能動的なモニタリング及び統制を行うべきである。その際には、流動性の移転に関する法律上、規制上及び実務上の制約を考慮すべきである。

原則 7

銀行は、調達源や調達条件を有効に分散化するような資金調達戦略を策定するべきである。銀行は、選択した資金調達市場における継続的なプレゼンス及び資金提供者との強固な関係を維持することにより、資金調達源の有効な分散化を促進すべきである。銀行は、それぞれの調達先から迅速に調達しうる資金を定期的に見積もるべきである。銀行は、資金調達能力に影響を与える主な要因を特定し、それらの要因を緊密にモニターすることによって、資金調達能力の見積りの妥当性を維持すべきである。

原則 8

銀行は、日中流動性ポジションとリスクを能動的に管理し、平常時においてもストレス状況下においても支払・決済債務を適時に履行することによって、支払・決済システムの円滑な運行に貢献すべきである。

原則 9

銀行は、処分上の制約のある資産とそうでない資産を区別しつつ、担保ポジションを能動的に管理すべきである。銀行は、いずれの法人が物理的にどこで

担保を保管しているか、また、担保の迅速な流動化がどの程度可能かをモニターすべきである。

原則 1 0

銀行は、潜在的な流動性の弱点を把握し、現在のエクスポージャーがあらかじめ設定されたリスク許容範囲内に収まっていることを確実にするために、銀行固有のストレス及び市場全体のストレスを想定した様々な短期のシナリオ及び長期化するシナリオに基づき（個々に及び両者を組み合わせて）定期的にストレステストを実施すべきである。銀行は、ストレステストの結果を用いて、流動性リスク管理の戦略と方針及び各種の流動性ポジションの見直しを行い、実効的なコンティンジェンシー・プランを構築すべきである。

原則 1 1

銀行は、正式なコンティンジェンシー・ファンディング・プラン（CFP）を備えているべきである。CFP は、危機的な状況における流動性不足への対処方針を明確に定めるものである。CFP は、様々なストレス状況に対する対応方針を示し、責任範囲を明確に定め、発動及び管理段階の引き上げの明確な手順を含み、確実に遂行できるように定期的に検証及び更新されるべきである。

原則 1 2

銀行は、各種の流動性ストレス・シナリオに備えて、処分上の制約を受けない、高品質の流動性資産をクッションとして保持すべきである。流動性ストレス・シナリオには、無担保の資金調達や、通常利用可能な有担保の資金調達が不可能又は困難になるシナリオが含まれる。それらの資産を用いて資金調達を行うことについては、法律上、規制上及び実務上のいかなる障害もあるべきではない。

情報開示

原則 1 3

銀行は、定期的に情報開示を行い、市場参加者が銀行の流動性管理の枠組みの堅実さや流動性ポジションについて、情報に基づいた判断ができるようにすべきである。

監督当局の役割

原則 1 4

監督当局は、銀行の流動性リスク管理の枠組みと流動性ポジション全体を定期的に総合評価し、当該銀行が金融システム内で果たす役割に照らして、流動性ストレスに対する耐久性が十分なレベルに達しているか否かを判断すべきである。

原則 1 5

監督当局は、銀行の流動性リスク管理の枠組みと流動性ポジションに対する定期的な評価を、銀行の内部レポート、監督当局向け報告及び市場情報を適宜組み合わせることでモニターすることにより補完すべきである。

原則 1 6

監督当局は、流動性リスク管理プロセスや流動性ポジションに欠陥がある銀行に対し、実効的かつ迅速に欠陥を解消する対処策を取ることを求める措置を講じるべきである。

原則 1 7

監督当局は、流動性リスク管理の監督やオーバーサイトにおける実効的な協力関係を促進するよう、国内外を問わず、他の監督当局や中央銀行等の公的主体とコミュニケーションを図るべきである。コミュニケーションは、平時においては定期的に行われ、ストレス時には情報共有の内容や頻度が適宜高められるようにすべきである。

流動性リスクの管理及びその監督に関する基本原則

原則 1

銀行は、流動性リスクを健全に管理する義務を有する。銀行は、処分上の制約を受けない高品質の流動性クッションを含む形で、無担保及び有担保の資金調達が可能又は困難となるような各種のストレス事象に耐えうる十分な流動性を維持できるような堅固な流動性リスク管理の枠組みを構築すべきである。監督当局は、銀行の流動性リスク管理の枠組み及び流動性ポジションの双方の適切性を評価し、いずれかに問題点があれば、預金者を保護するため、また金融システムに及びうる被害を抑えるために迅速に対応を取るべきである。

8. 銀行は、銀行全体のリスク管理プロセスに十分に組み入れられた堅固な流動性リスク管理の枠組みを構築すべきである。流動性リスク管理の枠組みの第一義的な目的は、日々の流動性義務を履行する能力及び銀行固有の原因又は市場全体に関わる原因により、有担保・無担保の資金調達の両方に影響を与えるような流動性ストレスが発生した際に、その期間を持ちこたえる能力を、高い確度で確保することとすべきである。銀行は、後述のとおり、流動性リスクのガバナンスと管理に関する健全な実務を励行することに加えて、上述のような流動性ストレスの期間を凌ぐため、即時売却が可能な資産の形で、適切な流動性クッションを保持すべきである。銀行は、オンバランス及びオフバランス業務の複雑さ、資産・負債の流動性、資金調達のミスマッチの度合い、業容並びに資金調達戦略に照らして、流動性クッションが適正な水準にあることを示すべきである。銀行は、ストレス時における資産の売却可能性及び有担保・無担保での資金調達可能性について、適度に保守的な前提条件を置くべきである。銀行はまた、競争圧力に屈して、流動性リスク管理、統制機能、限度枠のシステム及び流動性クッションの十全性を損なうことのないようにすべきである。

9. 監督当局は、流動性リスクについても、他の主要なリスクと同等の綿密さで対応を取る必要がある。流動性の規制・監督の目的は、銀行が流動性の問題に陥る頻度及びその深刻度を減じることにより、金融システム及び経済全般に及び可能性がある影響を弱め、預金者を守ることにある。自己資本水準が高ければ流動性圧力が生じる可能性は軽減されるが、明らかに資産超過の銀行が流動性問題に陥る場合もある。流動性問題は、通常は発生頻度の低いものの、潜在的な影響は大きい事象である。このため、銀行の取締役会と上級管理職は、発生頻度がより高いリスクを重視したり、競争上の配慮から流動性リスク削減策を限定的なものにとどめたりする場合がある。また、預金

保険による預金者保護制度の存在に加えて、中央銀行が流動性支援を行うであろうとの期待は、保守的に流動性リスクを管理しようという、あるべき銀行のインセンティブを減殺してしまうかもしれない。この結果、銀行が流動性リスク管理の水準を低め、十分に堅固であるとはいえない流動性管理の枠組みを採用することを防ぐために、監督当局は大きな責任を負うことになる。監督当局は、監督対象銀行全般に関する経験と知識に基づいて、個々の銀行が十分な流動性を保持すべく流動性リスクを厳格に管理しているかどうかを評価し、銀行が厳しい流動性ストレス期を凌ぐために十分な流動性を備えていないと判断した場合には、監督上の措置を取るべきである。

流動性リスク管理のガバナンス

原則 2

銀行は、流動性リスクに対する許容度を明確に定めるべきである。本許容度は、当該銀行の業務戦略及び当該銀行が金融システムにおいて果たしている役割に照らして適切なものであるべきである。

- 10 . 銀行は、業務目的、戦略上の方向性及び総合的なリスク選好に照らして、流動性リスクの許容度を設定すべきである。銀行が引き受ける流動性リスクとその管理手法について最終的な責任を負うのは取締役会である。したがって、銀行の流動性リスク許容度は取締役会が設定すべきである。許容度とは、銀行が引き受ける意欲のある流動性リスクの水準を定めたものであり、銀行の業務戦略や金融システム内で果たしている役割に照らして適切であるとともに、銀行の財務状態や資金調達能力が反映されたものであるべきである。銀行は、この許容度に基づいて平常時から流動性を厳格に管理し、長期にわたるストレスを凌ぐ能力を確保すべきである。リスク許容度は、すべてのレベルの管理職に対し、リスクを取ることと収益を上げることの間のトレードオフが明確になるような形で設定されているべきである。銀行がリスク許容度を表現するには、様々な定量的及び定性的な方法がある。例えば、平常時及びストレス時の業務環境において引き受ける用意のあるネット資金流動性リスク、という形で流動性リスク許容度を定量的に示すことができる。原則14で論じるとおり、監督当局は銀行のリスク許容度の適切性及び時間を通じたリスク許容度の変化を評価する。

原則 3

上級管理職は、上記のリスク許容度に合わせて流動性リスクを管理し、自行が十分な流動性を維持することを確保するような戦略、方針及び実務を策定すべきである。上級管理職は、銀行の流動性の推移に関する情報を継続的に精査し、定期的に取り締役会に報告すべきである。銀行の取締役会は、流動性の管理に関する戦略、方針及び実務を少なくとも年に一回見直し、承認すべきであり、取締役会は、上級管理職が流動性リスクを実効的に管理することを確保すべきである。

- 1 1 . 上級管理職は、銀行のリスク許容度に応じて、流動性リスクの管理戦略を策定及び実施する責任を負う。戦略には、流動性管理に関する具体的な方針が示されているべきである。例えば、資産・負債の構成と満期、資金調達源の分散化と安定化、通貨毎の、また国・業務ライン・法人を横断する流動性管理の手法、資産の流動性と売却可能性に関する前提条件などである。戦略においては、平常時の所要流動性と、流動性ストレス期における流動性上の影響の双方が勘案されているべきである。流動性ストレスの性質は、個別銀行に限定される場合、市場全体に及ぶ場合及びその双方が絡み合っている場合がある。戦略には、様々な高次元の定量的及び定性的目標が掲げられているべきである。取締役会は、戦略及び枢要な方針と実務を承認し、少なくとも年に一回見直しを行うべきである。取締役会は、上級管理職が当該戦略に基づいて（例えば、方針、統制、手続き等の形で）明快なガイダンスと事務基準を作成することを確保すべきである。取締役会はまた、上級管理職及び適切な要員が必要な専門知識を備えていること並びに流動性リスクのすべての源を測定、モニター及び統制するためのプロセス及びシステムを銀行が備えていることを確保すべきである。
- 1 2 . 流動性に関する戦略は、自行の業務の性質、規模及び複雑性に相応しているべきである。銀行は、戦略の策定に当たって、自行の法人構造（例えば、国外に支店を有するか、銀行業務を行う現地法人を有するか、等）、主要な業務ライン、市場の厚みと多様性、商品、営業法域、母国及び受入国における規制、などを考慮すべきである。
- 1 3 . 上級管理職は、流動性リスクを管理し、すべての営業法域の法人、支店及び子会社の流動性ポジションをモニターするための構造、責任及び統制を定め、流動性に関する方針の中でそれらの要素の大枠を明快に説明すべきである。流動性管理の構造（すなわち、銀行が流動性リスク管理を一極集中型で行うか、あるいは複数拠点で分散して行うかの度合い）には、資金移動に

関する法律上、規制上又は実務上の制約が勘案されているべきである。法人間又は法域間の資金移動は厳しく規制されている場合がある。銀行と銀行以外の法人が同一グループに含まれている場合は、業務の性質という観点からも規制環境の観点からも、それぞれの機関が独特の流動性リスクプロファイルを有することを理解した上で、グループレベルの流動性管理を行うべきである。どのような構造が用いられているにせよ、上級管理職は、銀行グループ全体及び個々の法人の流動性リスクを継続的にモニターすることが可能であるべきである。銀行グループの上級管理職は、所定のプロセスに従って、グループ内の重要な動きを能動的にモニターし、迅速に対応し、取締役に適宜報告すべきである。

- 14 . 加えて、上級管理職と取締役会は、資金流動性リスクと市場流動性リスクの間に密接なつながりがあること、また、信用リスク、マーケット・リスク、オペレーショナル・リスク、カウンターパーティー・リスクをはじめとする諸リスクが銀行の総合的な流動性リスク戦略に影響を及ぼすことを完全に理解しているべきである。
- 15 . 流動性リスク戦略、同戦略を実施するための主要な方針及び流動性リスク管理の構造は、上級管理職によって組織内全体に周知されるべきである。流動性に影響を及ぼす活動を行っているすべての業務部署は、当該流動性戦略を完全に認識し、定められた方針、手続き、限度及び統制に従って業務を行うべきである。流動性リスク管理に責任を有する者は、市場環境をモニターしている者及び信用リスク管理者等の重要情報へのアクセスを有するその他の者と緊密な連絡を保つべきである。また、リスク管理委員会及び（and/or）独立したリスク管理部門は、流動性リスク及び同リスクと他のリスクの相互作用をも所管事項に含めるべきである。
- 16 . 上級管理職は、流動性リスク管理プロセスの健全性を確かなものとするため、銀行内に適切な内部統制が敷かれていることを確保すべきである。上級管理職は、業務上の独立性を有し、ふさわしい訓練を受けた適任者が内部統制に係る責任を負うことを確保すべきである。最も重要なことは、独立した統制部署に属する者が、業務ラインから提供された情報やモデルの前提条件に異議を申し立てる能力と権威を持っている、ということである。上級管理職は、統制の実効性に影響を及ぼす大きな変化が生じて内部統制の見直しや強化が必要になった場合、所要の変更が適時に行われることを確保すべきである。流動性リスク統制の所定の枠組みは、内部監査によって適用状況と有効性を定期的に検証されるべきである。

17. 上級管理職は、足許の市場動向や起こりうる市場の変化を緊密にモニターし、そうした動向が、流動性リスク管理に重大で前例のない複雑な問題をもたらす可能性があるかどうかを判断すべきである。これにより、必要が生じた場合は適切かつ適時に流動性に関する戦略を変更することが可能になる。上級管理職は、方針や限度に例外を認める際に必要となる手続きや承認内容を具体的に定めるべきである。本手続きには、限度に対する違反があった場合の管理段階の引き上げやフォローアップ対応が含まれる。上級管理職は、ストレステスト、コンティンジェンシー・ファンディング・プラン及び流動性クッションが、後述の原則に述べるとおり、銀行にとって実効的かつ適切であることを確保すべきである。

18. 取締役会は、自行の流動性ポジションに関する定期報告を検証すべきである。流動性面で新たな懸念が兆してきた場合、取締役会は直ちに報告を受けなければならない。懸念の対象となるのは、資金調達コストの上昇、資金調達源の集中度の高まり、資金調達ギャップの拡大、種々の資金調達源の枯渇、大規模な又は常習的な限度違反、処分上の制約のない流動性の高い資産により形成されるクッションの大幅な減少、将来の問題の兆しであるような外部的な市場環境の変化などである。取締役会は、上級管理職がこうした懸念に対して適切に対処することを確保すべきである。

原則 4

銀行は、(オンバランスシート及びオフバランスシートの双方において)すべての重要な業務について、流動性コスト、便益及びリスクを織り込んだ上で、内部的なプライシング、業績の測定及び新商品の承認を行うべきである。これにより、個々の業務部門におけるリスクに対するインセンティブと、それらの業務からもたらされる銀行全体の流動性リスク・エクスポージャーとの整合性が確保される。

19. 上級管理職は、(オンバランスシート及びオフバランスシートの)すべての重要な業務について、流動性コスト、便益及びリスクを適宜勘案の上、内部的なプライシング、業績の測定及び新商品の承認を行うべきである。上級管理職は、銀行の流動性管理プロセスにおいて、全主要業務の潜在的な流動性コスト、便益及びリスクが測定されることを確保すべきである。対象となる業務の中には、直ちにバランスシートに直接的な影響を及ぼすとは限らないような偶発的なエクスポージャーを発生させる業務も含めるべきである。これらのコスト、便益及びリスクは、それぞれ関連する業務に明示的

に配分されるべきである。そうすることで、各々のポジション、ポートフォリオ及び個々の取引に流動性所要額が適宜賦課されて、各業務ラインの管理職のインセンティブが銀行の総合的な流動性リスク許容度及び戦略と整合的になり、またそれらを強化するものとして働くようになる。このような流動性のコスト、便益及びリスクの配分には、資産・負債の予想保有期間、市場流動性リスクの特性及びその他のあらゆる関連要因が織り込まれるべきである。このような関連要因に含まれるものとしては、一部のリテール預金等、比較的安定性の高い資金調達源にアクセスを有することの便益などがある。

- 20 . 流動性リスクの定量化と配分は、業務ラインの管理職レベルで明示的かつ透明な形になっているべきである。またそれは、ストレス状況下で流動性にどのような影響が生じるかという考慮も踏まえたものであるべきである。
- 21 . 分析の枠組みは、業務環境や金融市場環境の変化を反映させるため及びインセンティブ構造の整合性を保つために、適宜見直されるべきである。また、流動性のコスト、便益及びリスクは、新商品の承認プロセスにおいても明示的に考慮されるべきである。

流動性リスクの測定及び管理

原則 5

銀行は、流動性リスクを把握、測定、モニター及び統制する健全なプロセスを保有しているべきである。本プロセスには、資産、負債及びオフバランスシート項目から生じるキャッシュフローを、複数の適切な期間にわたって包括的に見積もることのできる堅固な枠組みが含まれるべきである。

- 22 . 銀行は、活動している地域におけるすべての法人、支店及び子会社について、自らが晒されている流動性リスクを定義し、把握すべきである。銀行が必要とする流動性及びそうした需要を満たす上で利用可能な流動性の供給源は、銀行の業務及び商品の組合せ、バランスシート構造並びにオン及びオフバランスの債務のキャッシュフロー特性に強く依存している。したがって、銀行は、オン及びオフバランスシート上の個々の主要なポジションを評価し、それが流動性リスクにどのような影響を与えうるかを判断すべきである。なお、ポジションを評価する際には、資金の調達源や使い道に影響を与

えるような、組み込まれたオプション性やその他の偶発的なエクスポージャーの効果を含めるべきである。

2 3 . 銀行は、資金流動性リスク・エクスポージャーと市場流動性リスク・エクスポージャーの間の相互作用を考慮すべきである⁴。資本市場から流動性を調達している銀行は、これらの調達源は伝統的なリテール預金に比べて不安定であるかもしれないということを認識すべきである。例えば、ストレス状況の下では、短期金融市場商品の投資家は、リスクに対してより高い見返りを求めたり、ロールオーバーに応じる際に相当に短い満期を要求したり、あるいはそもそも期間延長に一切応じないかもしれない。その上、ストレス時には資産及び調達市場が枯渇する可能性もあるので、完全に機能する金融市場で流動性が得られるとの前提に依拠するのは現実的ではないかもしれない。市場流動性の不足は、銀行が資産を売却して資金を得ることを困難にし、したがって、資金流動性の必要性を高める。

2 4 . 銀行は、適用される財務報告上及び監督上の基準に従って、資産が保守的に評価されることを確保すべきである。銀行は、市場ストレス時に評価額が低下する可能性をリスク管理に十分織り込むとともに、この可能性を自行の流動性ポジションにストレスがかかっている時の資産の売却可能性や売却時の影響を評価する際にも考慮に入れるべきである。例えば、銀行が流動性を調達するために切迫した状況の下で資産を売却すれば、収益及び資本への圧力となり、自行に対する取引先の信認を一層低下させ、調達市場へのアクセスを一段と制約することにもなりうる。また、ある銀行が巨額の資産売却を試み、その影響を市場が吸収しきれない場合は、同種の資産の価格低下に拍車がかかる可能性がある。更に、資金流動性リスクと市場流動性リスクの間の相互作用は、流動性枯渇の負のスパイラルをもたらすかもしれない。なぜなら、銀行は、将来の市場の状態や、好ましくない事態が生じた際に追加的な資金を迅速に調達する能力について悲観的な前提条件を置き、手許に流動性を積み上げるとともに、ターム物のインターバンク市場における貸出しを控えることがあるからである。

2 5 . 銀行は、流動性リスクと自らが晒されている他の種類のリスクとの間の強い相互作用を認識し、考慮すべきである。銀行の流動性プロファイルは、金利、信用、オペレーショナル、リーガル及びレピュテーション・リスクを含む、多様な金融及び事務上のリスクから影響を受けるかもしれない。流動性リスクはしばしば、他の種類のリスクの管理における、傍目から見える弱点や実際の弱点、失敗及び問題から生じる。銀行は、自身の健全性に関する

⁴ 資金流動性リスク及び市場流動性リスクの定義については脚注 2 を参照。

る市場や公衆の認識に影響を与えるような事象を特定すべきである。とりわけ、ホールセール市場においてはそうした点に留意すべきである。

26．流動性の計測とは、将来のネット資金不足の可能性を特定するため、銀行における現金の出入り及び保有資産を流動化した際の価値を評価することである。銀行は、多様なタイム・ホライズンについて、平時及び厳しいストレス状況を含む各種のストレス・シナリオの下で、資産、負債、オフバランスシートのコミットメント及びデリバティブに係る将来キャッシュフローを計測し、予測することが可能であるべきである。

27．流動性リスクを把握、測定、モニター及び統制する際に用いるタイム・ホライズンについて、銀行は、流動性リスク管理実務上、多様な要因が考慮され、組み込まれていることを確保すべきである。それら要因としては、次のものがある；流動性需要及び資金調達力の日中の変化に対する脆弱性。短期・中期（1年以内）の日々の流動性需要及び資金調達力。より長期の（1年超）流動性需要。銀行内部の現金創出能力を大きく制約しかねないような事象、業務及び戦略に対する脆弱性。

28．銀行は、次に挙げる項目について、流動性リスクポジションを把握、測定、モニター及び統制すべきである。

- (a) 資産及び負債に係る将来のキャッシュフロー、
- (b) オフバランスシート・ポジションから発生する偶発的な流動性需要の源泉及び関連するトリガー、
- (c) 銀行が用いている通貨、並びに
- (d) コルレス、カストディ及び決済業務

(a) 資産及び負債に係る将来のキャッシュフロー

29．銀行は、将来の動的なキャッシュフロー見込みを提供する、頑健な流動性リスク管理の枠組みを有するべきである。キャッシュフロー見込みは、状況の変化に対して主要取引先が取るであろう対応についての前提条件を含み、また十分に細分化されたレベルで実施されるべきである。銀行は、将来の短期・長期の流動性需要に対して現実的な前提条件を設けるべきであり、それには、根幹となる業務、商品及び市場に係る複雑さが反映されるべきである。銀行は、ストレス状況における有担保ベースでの資金調達能力を評価するために、担保として利用可能な資産の質について分析を行うべきである。銀行はまた、資金の流入と使用について適切な満期の分散化を図るため、認

識済みの資金流出予定に対応して資金流入のタイミングを管理するよう試みるべきである。

- 30 . 銀行は、負債から生じるキャッシュフローを見積もる際に、資金調達源の“粘着性”を評価すべきである。“粘着性”とは、ストレス状況下でもすぐには逃避しない傾向のことである。特に、大規模なホールセールの資金供給者については、有担保・無担保を問わず、調達ラインがロールオーバーされる見通し及び資金供給者がストレス状況下で同行動をとる可能性を評価し、ストレス時に有担保及び無担保の調達源が枯渇する可能性を考慮すべきである。オーバーナイトの有担保調達については、自動的なロールオーバーを想定すべきではない。更に、ターム物資金調達のバックアップ・ファシリティは入手可能か、またどのような状況で同ファシリティを利用することができるかを評価すべきである。銀行は、預金の規模や金利感応度、預金者の地理的所在、預金獲得チャネル（窓口、インターネット又はブローカー経由など）といった、リテール預金の“粘着性”に影響を与える要因をも考慮すべきである。加えて、預金保険の枠組みに関する国毎の相違が預金の“粘着性”に重大な影響を与えうる。ストレス時には、各国の預金保険制度による預金保護の範囲や、同制度を通じて預金者に払戻しが行われる実際の又は一般に考えられているスピードや、問題銀行の処理方法についての各国の相違が、リテール預金者の行動に影響を与えうる。

(b) オフバランスシート・ポジションから発生する偶発的な流動性需要の源泉及び関連するトリガー

- 31 . 銀行は、オフバランスのコミットメントやその他の偶発的な負債に関連する潜在的なキャッシュフローを把握、測定、モニター及び統制すべきである。その一環として、未使用のコミットメント枠が利用された場合に起こりうる結果を見積もるためのしっかりとした枠組みを持つべきである。この見積りを行う際は、コミットメントの性質や取引相手の信用状況に加え、事業内容の区分や地理上の区分毎のエクスポージャーをも考慮すべきである。なぜなら、同じ区分に属する取引相手は同時にストレス状況の影響を受ける可能性があるからである。

- 32 . 証券化業務に関わる銀行は、取引開始から取引完了に至る期間中、資産売却に係るリコース条項の存在、証券化プログラムへの流動性ファシリティの供与及び一部の資産証券化取引に付された早期償還トリガーから発生する潜在的なリスクをモニターすべきである。

- 33 . 銀行は、偶発的な資金流動性リスクを把握、測定するプロセスにおいて、

契約外の潜在的な負債の規模や性質について考慮すべきである。これは、このような負債によって、ストレス時に連結外の関連ビークルへの支援を余儀なくされるからである。顕著な例は、証券化やコンデュイト（conduit）のプログラムにおいて、継続的な資金調達アクセスを確保するためには自らそうした支援を行うことが決定的に重要であると銀行が考えるケースである。同様に、ストレス時には、風評上の懸念から、銀行は自身が管理若しくは関係しているマネー・マーケット・ファンドやその他の投資ファンドから資産を購入することを余儀なくされるかもしれない。

34．未使用のコミットメント枠やオフバランス商品の元になる契約の多くは顧客毎にカスタマイズされているため、これらの偶発的な流動性リスクのトリガー・イベントはモデル化が難しい⁵。これらの流動性トリガー・イベントを有効に分析するシステムや手段を開発し、たとえ過去にそうした実例がないとしても、リスク要因のどのような変化によってファシリティの引出しが起こりうるかを判断することは、リスクを生み出す業務の経営陣と流動性リスク管理グループの責任である。この分析には、当該銀行自身と、その債務者や取引先の双方の行動に係る適切な前提条件を含めるべきである。

35．広範に用いられている一方で、ストレス時にそこから発生しうる流動性リスクの推計に多くの銀行が苦慮しているような一部のオフバランスシート項目については、流動性リスク管理がとりわけ重要である。それらの項目には、特別目的会社、金融派生商品、保証及びコミットメントが含まれる。

特別目的会社

36．銀行は、契約上であれば契約外であれば、特別目的会社との関係から生じる偶発的な流動性リスク・エクスポージャー及びイベント・トリガーについて、詳細に理解しておくべきである。銀行は、自行の特別目的子会社又はその他の特別目的会社（以下、いずれのケースも「SPV」）を流動性調達源又は流動性供給先と考えられるかを判断すべきである。この判断は、会計上の目的において当該 SPV が連結されているか否かにかかわらず、銀行又は SPV の流動性に関する状況が悪化した場合にそうした調達や供給が行われる可能性に基づいて下すべきである。

⁵ トリガー・イベント（triggering event）とは、コミットメントの引出しを可能にし、従って流動性確保の必要性を生じさせる事象である。トリガー・イベントの例は、経済変数や経済状況の変化、信用格下げ、カントリー・リスクの問題、特定の市場（コマーシャル・ペーパーなど）の混乱及び適用される法律・会計・税制等の変化による契約の変更などである。

37. 銀行が契約に基づいてSPVに流動性ファシリティを提供している場合、又は、その他の理由により銀行が悪条件の下でSPVに流動性支援を行う必要に迫られる可能性がある場合⁶、銀行はSPVの流動性の逼迫によって自行の流動性がどのような悪影響を被りうるかを考慮する必要がある。この場合、銀行はストレステストやシナリオ分析を含む自行の流動性に関する計画の一環として、SPVの資金流入（満期を迎える資産）及び流出（満期を迎える負債）をモニターすべきである。こうした場合、銀行はSPVによる流動性の引出しを含めて（SPVの余剰流動性は含めずに）自らの流動性ポジションを評価すべきである。
38. 証券化SPVを資金調達源として用いる場合、銀行は、不利なシナリオの下でも引続きそうした調達媒体が利用可能であるかどうかを考慮する必要がある。流動性に関する状況が悪化している銀行は資金調達源としての証券化市場へのアクセスを失う場合が多いため、将来の流動性管理を考える際はそのことを織り込んでおくべきである。
39. 上記のとおり、銀行はSPVの余剰流動性を悪化した条件下における流動性調達源に含めるべきではない。なぜなら、(a) 銀行が厳しいストレスに見舞われている時、SPVは余剰現金を銀行に融通することができない可能性があり（例えば、SPVの経営陣は、他の銀行に資金を預託するなどして当該銀行に対するエクスポージャーを削減することを義務付けられたり、自らそれを決定したりする場合がある）また、(b) 多くの銀行の流動性ストレスと、これらの銀行がスポンサー及び管理人となっているSPVの流動性ストレスの間にはしばしば強い相関関係がある（例えば、銀行の財務内容に対する懸念、あるいはSPVの業績に対する懸念は、他方の流動性プレッシャーの引き金となりうる。）からである。したがって、銀行は、SPVの余剰流動性を流動性調達源に含めるべきではない。SPVの余剰現金が銀行に預託されている場合、銀行はSPVの預金引揚げによって大規模かつ突然の資金喪失に見舞われる可能性がある。こうした資金喪失は、蓋然性に応じて、流動性枯渇の要因のひとつとしてモデル化されるべきである。

⁶ 例えば、銀行が証券化SPVのスポンサーであり、SPVを支援する契約上、レピュテーション上又は業務上の動機を有する場合（例えば、銀行の顧客が銀行系列のSPVを用いて資産をファイナンスしており、SPVが破綻したために銀行がそれらの資産のファイナンスを求められるケース；銀行が自らの顧客に対してSPV発行証券の購入を勧誘した後、顧客との業務関係を維持するためにそれらの証券の買取りを決断するケース；銀行がSPVを用いて自行の資産を証券化して、SPVの危機が銀行にとって調達源の喪失を意味するケース）当該銀行は、SPVの流動性需要を満たすために自らの資源を用いなければならなくなる可能性を考慮しておく必要がある。

金融派生商品

40 . 銀行は、流動性リスク分析を行う際に、金融派生商品契約の再価格付け、権利行使及び満期到来に関連するキャッシュフローを織り込むべきである。その際は、自行の格付若しくは信用力の低下又は原資産価格の下落といったイベントの発生に伴い、取引相手が追加的な担保を要求する可能性をも考慮する。OTC 金融派生商品の適時の取引履行確認は、そのような分析を行う際の基本である。というのも、未確認の取引があれば、潜在的なエクスポージャーの計測が正確に行われているかどうかについて疑問の余地が生じるからである。

保証及びコミットメント

41 . 未使用のコミットメント、信用状及び金融保証は、銀行にとって潜在的に重大な資金の流出を意味している。銀行は、平常時の現金流出額の“正常な”水準を確かめた上、ストレス期間中にこれらの流出額がどの程度増加するかについて見通しを立てることができるかもしれない。例えば、金融市場にストレスが生じたことが契機となって、銀行が顧客に提供した信用状の引出額は大幅に増加するかもしれない。

42 . 同様に、銀行が他者の提供するコミットメント・ラインや保証に依存している場合も流動性の問題が生じうる。例えば、保有資産の信用力が第三者の保証に依存している銀行や、そうした資産を担保として資金を調達した銀行は、当該第三者の信用状況が原資産の信用の質と強い相関関係にある場合には、多額の資金流動性需要に直面するかもしれない。そのような状況では（例えば、一部の金融保証会社に関連して 2007～2008 年に生じた事例）、原資産をカバーするために銀行が保証人から購入したプロテクションの価値は、原資産の価値が低下している時に同時に低下する可能性がある。その上、銀行はそれらの資産を担保とする借入れについて追加的なマージン拠出を迫られたりすることになるかもしれない。

(c) 銀行が利用している通貨

- 4 3 . 銀行は、総合的な外貨流動性の必要額を評価し、許容可能な通貨ミスマッチを決定すべきである。銀行は、業務規模の大きい通貨について、ストレス時の潜在的な制約要因を考慮しつつ、個別に戦略を分析すべきである。外貨ミスマッチの規模を決定する際は以下のことを考慮に入れるべきである。(a)外国為替市場における自らの調達能力、(b)国内市場で利用可能な外貨バックアップ・ファシリティの規模に関する見通し、(c)余剰流動性の通貨間、国境間及び法人間での移転能力、(d)特定の通貨ペアの外貨スワップ市場が機能不全に陥ったり閉鎖されたりする可能性を含め、自行が利用している通貨の転換可能性に関する見通し。
- 4 4 . 銀行は、自国通貨建て資産のための資金調達に外貨建ての預金又は短期クレジット・ラインを使用すること及び外貨建て資産のために自国通貨建てで調達することに伴う流動性リスク・エクスポージャーを認識し、管理する能力を有しているべきである。銀行は、外為レート又は市場流動性（又はこの両方）が突然変化するリスクを考慮に入れるべきである。これらは、流動性ミスマッチを急激に拡大させ、外為ヘッジやヘッジ戦略の有効性を変化させうる。
- 4 5 . また、銀行は、外為市場へのアクセスを失う可能性や、自行が扱う通貨の転換可能性に関する見通しを評価すべきである。特定の通貨について大きな流動性ポジションを抱えている場合は、当該通貨のバックストップ・ファシリティ⁷を獲得するために交渉するか、又はより幅広いコンティンジェンシー戦略を構築すべきである。

(d) コルレス、カストディ及び決済業務

- 4 6 . 銀行は、コルレス、カストディアン及び決済銀行サービスを提供していることが自行のキャッシュフローにどのような影響を与えるかについて理解し、それを管理する能力を有するべきである。顧客決済取引（流入及び流出）のグロスの価値は非常に大きくなりうるため、これらのフローの予期せぬ変化は、巨額のネット預金、預金引出し又はクレジット・ラインの引出しにつながる。その結果、日中及びオーバーナイトの双方のベースで、コルレス銀行あるいはカストディアン銀行の流動性ポジション全体が影響を被る（日中流動性に関する原則 8 も参照のこと）。銀行は、支払・決済システム

⁷ パラグラフ 6 8 から 7 6 で論じるとおり、銀行は市場アクセスを注意深く管理し、必要な時に流動性調達源（クレジット・ラインを含む）にアクセスできることを確保する必要がある。

への直接的な参加者である場合、そのシステムにおいて決済不履行が発生した場合に取られる手続きの結果として、潜在的にどのような流動性需要が生じるかを理解し、それを管理する能力を有するべきである。

測定ツール

47. 銀行は、ニーズに合わせて作った複数のツール又は指標を採用すべきであるが、それは流動性リスクを包括的に定量化する単一の指標は存在しないからである。銀行は、流動性リスク・エクスポージャーについてより先を見越した視野を得るため、バランスシートの構造を評価する指標と、キャッシュフローや将来の流動性ポジションを見積もる指標を用い、オフバランスシートのリスクをもそれらの指標によりカバーすべきである。これらの指標は、様々なタイム・ホライズンについて、平時のビジネス状態からストレス状況までを前提として脆弱性を探るものであるべきである。平時のビジネス状態については、通常の資金調達を前提とした場合、予想される資金流出によってどの程度の流動性需要が生じるかについて、先見的指標を用いて把握することができるべきである。ストレス状況については、先見的な指標を用いて様々な期間の調達ギャップを把握し、それらの指標を流動性リスク極度枠設定の拠り所としたり早期警戒指標として用いたりすることができるべきである。
48. 経営陣は、流動性リスクの測定や分析を自行のビジネスの組合せ、複雑さ及びリスクプロファイルに照らして行うべきである。測定及び分析は、銀行のすべての重要な資産、負債、オフバランスシート・ポジション及びその他の業務から生じるキャッシュフロー並びにそれらが流動性に及ぼす影響を織り込んだ包括的なものであるべきである。分析においては、先を見越し、将来の潜在的な調達ミスマッチを把握することを目指すべきである。これによって銀行は、ミスマッチに対するエクスポージャーを評価し、流動性の源を把握して潜在的なリスクを軽減することができる。銀行は、資金源や資金の利用を測定、モニター及び分析する通常の過程において、複数のシナリオの下で対象期間中のキャッシュフローを予測すべきである。こうしたプロフォーマ（pro-forma）のキャッシュフロー計算書は、流動性リスクを適切に管理するために不可欠なツールである。これらの見積りは、“キャッシュフロー・ミスマッチ”又は“流動性ギャップ”分析を行うために用いることができる。本分析は、資産、負債及びオフバランスシート項目の将来の動向について一定の前提条件を置いた上で、流動性評価の対象期間内における累積的超過又は不足を計算するものである。予想されるフローと偶発的なフローを把握するため、計算は、資産及び負債のキャッシュフローが変化する可能性について基本的な前提条件を置いた上で、短期から長期にわたる複数期間を対

象として行うべきである。

- 49． 将来キャッシュフローの見積りに際しては、諸前提が決定的な役割を果たす。したがって銀行は、それらの前提が合理的かつ適切であり、文書化され、定期的な見直し及び承認を受けることを確実にするための手段を講じるべきである。要求払預金や不確実なキャッシュフローを伴う資産・負債・オフバランスシート項目の残存期間及び流動性ストレス時における様々な資金調達源の利用可能性に関する諸前提は、特に重要である。これらのポジションの市場流動性に関する諸前提は、市場環境や銀行固有の状況に応じて調整されるべきである。

限度による流動性リスクの統制

- 50． 銀行は、流動性リスク・エクスポージャーと脆弱性を制御するために限度を設定すべきである。銀行は、それらの限度及び限度に照らして管理を段階的に引き上げる手続きを定期的に見直すべきである。限度は、所在地、業務の複雑さ、商品の性質、通貨、サービスを提供している市場などの面で、業務の実態に合致しているべきである。

- 51． 限度は、“平常時”の条件の下では、個別の業務ラインや法人毎及び異なる業務ラインや法人を横断して、日々の流動性管理に用いられるべきである。広く用いられている限度の種類のひとつは、様々なタイム・ホライズンについて、契約上のキャッシュフロー・ミスマッチの累積的な規模（負債総額に対する累積的なネット要調達額の割合など）を制限するものである。このタイプの限度には、コミットメントの引出しや、その他の負債に由来する資金流出の見積りが含まれることもある。

- 52． 限度の枠組みはまた、市場ストレス、銀行固有のストレス及びこれらを組み合わせたストレスの下で、銀行が業務を継続できることを確実にするための措置を含むべきである。端的にいえば、このような措置の目的は、ストレス状況下において、利用可能な流動性が所要流動性を上回ることを確実にすることである。この点については、流動性クッションに関する原則 12 で更に論じる。

早期警戒指標

- 53． 経営陣と職員は、自らの適切な判断によって基本的なリスク要因を把握及び管理する責任を負っている。しかし、そのプロセスを支援するため、銀行は、流動性リスクポジション又は潜在的な調達需要に係るリスクや脆弱性

が増大の兆しを示した場合に、これを把握しうる複数の指標を考案すべきである。そのような早期警戒指標は、好ましくない傾向を把握し、経営陣に対して、銀行のリスク・エクスポージャーを初期段階で削減するために評価を行い、必要に応じて対策を講じることを促すものであるべきである。

5.4. 早期警戒指標には定量的又は定性的な性質のものがあり、一部の例を挙げれば以下のとおりである。

- ・ 急速な資産の拡大。特に、それが潜在的に不安定な負債で調達されている場合。
- ・ 資産又は負債における集中度の増大
- ・ 外貨ミスマッチの拡大
- ・ 負債の加重平均残存期間の短期化
- ・ ポジションが内部的な限度や規制上の限度に接近したり、限度を超過したりする事例の頻発
- ・ 特定の商品ラインに関する好ましくない傾向やリスクの増加（債務不履行の増加など）
- ・ 銀行の収益、資産の質及び財務状況全般の顕著な悪化
- ・ 否定的な評判
- ・ 信用格付の格下げ
- ・ 株価の低下又は負債コストの増加
- ・ 負債又はクレジット・デフォルト・スワップのスプレッドの拡大
- ・ ホールセール又はリテール調達コストの上昇
- ・ 取引相手が信用エクスポージャーに担保を要求し始めたり追加担保を要求したりすること又は、取引相手が新たな取引を拒絶すること
- ・ コルレス銀行によるクレジット・ラインの解除又は削減
- ・ リテール預金の流出額の増加
- ・ CDの期限前償還の増加
- ・ 長期資金調達へのアクセスの困難化
- ・ 短期負債（コマーシャル・ペーパーなど）の発行の困難化

55. 銀行はまた、ある種の商品（期限前償還条項付負債、OTC 金融派生商品取引など）に組み込まれているトリガーに抵触しつつあるか、あるいは、追加的な流動性支援を供与したり自身のバランスシート上に資産を引き取ったりすることを余儀なくされる偶発リスク（資産担保 CP コンデュイットへのバックアップ・ラインなど）が具現化しつつあるか、についてシグナルを発する早期警戒指標を有するべきである。

モニタリング体制

56. 銀行は、取締役会、上級管理職及びその他の適切な担当者に、流動性ポジションについての適時で先を見越した情報を提供するように構築された信頼性の高い経営情報システムを有するべきである。経営情報システムは、自行が利用するすべての通貨の流動性ポジションを計算することが可能であるべきである。計算は、自行が活動しているすべての法域の子会社や支店について単体ベースで行うとともに、グループ合算ベースでも行うべきである。経営情報システムは、偶発的なリスク及び同リスクに関連するトリガー、並びに新規業務から発生するリスクを含め、流動性リスクのすべての源を捉えているべきであり、ストレス事象が生じている期間中は、よりきめの細かい、適時性の高い情報を提供することが可能であるべきである。銀行は、ネット所要調達額を効率的に管理及びモニターするため、流動性ポジションを、日中ベース、短いタイム・ホライズンでは日次ベース、更に、長いタイム・ホライズンでは複数のより長い期間をベースとして計算する能力を有するべきである。経営情報システムは、設定されている方針、手続き及び限度の遵守状況をモニターするために、日々の流動性リスク管理の中で用いられるべきである。
57. 上級管理職は、流動性リスクのモニタリングを容易にするために一連の報告基準を定めるべきである。報告基準においては、（取締役会、上級管理職、資産負債管理委員会といった）様々なユーザー毎に、報告の範囲、方法、頻度及び報告作成に係る責任の所在が明確にされているべきである。リスク計数の報告は頻繁に行われるべきであり（流動性リスク管理に責任のある担当者には日次ベース、平常時には取締役会の開催都度、ストレス時には報告頻度を引き上げ、など）、また、危機の兆しや限度への抵触を把握するために、現時点の流動性エクスポージャーは設定されている限度と比較されるべきである。流動性リスクに関する限度への抵触は報告されるべきであり、報告レベルを管理職、取締役会、監督当局へと段階的に引き上げるための基準及び報告ガイドラインが明確にされているべきである。

原則 6

銀行は、各法人、業務ライン及び通貨について、個別及び横断的に流動性リスク・エクスポージャーと所要資金調達額の能動的なモニタリング及び統制を行うべきである。その際には、流動性の移転に関する法律上、規制上及び実務上の制約を考慮すべきである。

58 . 銀行は、どのような組織構造をとっていようと、また流動性リスク管理を中央集中型ないし分散型で行っている度合いにかかわらず、個々の法人や海外支店・子会社のみならず、グループ全体のレベルでも流動性リスクのモニタリングと統制を行うべきである。そのために、複数のシステムを横断してデータを統合するプロセスを導入することによって、流動性リスク・エクスポージャーに対するグループ全体での視点を確立し、グループ内での流動性移転に係る制約を把握すべきである。

59 . 銀行は、活動しているそれぞれの国について、流動性リスク管理に影響を与える法律上及び規制上の枠組みの国毎の特徴を適切に把握しているべきであり、それらには、破綻銀行の処理方法、預金保険及び中銀オペレーションの枠組み並びに担保政策が含まれる。こうした知識は、流動性リスク管理プロセスの中に反映されるべきである。

60 . システミックなストレス事象が局地的に発生した場合、銀行は、流動性及び担保の移転が認められる範囲内で、影響を受けた法人にそれらを配分するプロセスを適切に備えているべきである。銀行はまた、局地的な出来事が風評の伝播（すなわち、個別法人における問題はグループ全体に問題があることを含意していると市場の取引相手が見なすこと）によってグループ全体の流動性逼迫につながる可能性を考慮すべきである。グループ全体及び個々の法人は、こうしたショックに対し、取締役会が定めたリスク許容度に見合うレベルの耐久性を備えているべきである。

61 . 法人間の調達チャネルは、それを通じてグループ内で流動性圧力が緩和されたり、逆に伝播したりするメカニズムである。例えば、定期的にグループ内の他の法人に流動性を供給している法人は、自身が流動性逼迫に直面した場合、あるいは別の法人に突発的な調達需要が生じた場合、通常の資金供給を継続できなくなるかもしれない。法人間の調達チャネルは特定の法人に生じた流動性圧力を緩和するための助けとなることも事実であるが、銀行は、ストレス時に伝播するリスクを抑制するために、グループ内の流動性リスクに内部的な限度を設定するといった措置を取ることが検討すべきである。ま

た、グループ法人がグループ内の他所からの調達に依存する度合いを下げるために、子会社及び支店レベルで限度を設定することもできる。内部限度は利用する通貨毎に設定することもできる。通貨間の転換が特にストレス状況において不確かな場合、限度は厳しく設定すべきである。

- 6 2 . 流動性問題が生じた場合は、風評が伝播する可能性を抑制するため、取引相手、格付機関及びその他の利害関係者との間で効果的なコミュニケーションを行うことが極めて重要である。加えて、グループ全体としてのコンティンジェンシー・ファンディング・プラン、流動性クッション及び複数の資金調達源を備えておくことが、風評の伝播を抑制するメカニズムとなる。
- 6 3 . 外国通貨のポジションについては、市場の特性と流動性リスクを考慮に入れるべきである。このことは、十分発達した外為市場が存在しない場合において特に重要である。十分発達した外為市場で取引される通貨については、スワップの利用を含め、よりグローバルな通貨管理アプローチを採用することができるかもしれない。しかし、銀行は、ストレス状況において為替スワップの利用可能性が急速に縮小するリスクを厳しく評価すべきである。
- 6 4 . 資金及び担保の移転可能性に関する諸前提は、監督上の検証に供される流動性リスク管理計画の中で明確にされているべきである。銀行が置いている前提には、流動性及び担保の有効な移動に対する、規制上、法律上、会計上、信用上、税務上の制約及び内部的な制約が十分考慮されているべきである。また、それらの前提においては、資金及び担保の法人間移動のためにどのような実務上の取決めが必要か、また、その取決めの下で移動を完了するためにどの程度の時間が必要か、といったことも考慮されているべきである。

原則 7

銀行は、調達源や調達条件を有効に分散化するような資金調達戦略を策定するべきである。銀行は、選択した資金調達市場における継続的なプレゼンス及び資金提供者との強固な関係を維持することにより、資金調達源の有効な分散化を促進すべきである。銀行は、それぞれの調達先から迅速に調達しうる資金を定期的に見積もるべきである。銀行は、資金調達能力に影響を与える主要因を特定し、それらの要因を緊密にモニターすることによって、資金調達能力の見積りの妥当性を維持すべきである。

- 6 5 . 銀行は、短期、中期及び長期の調達源を分散化すべきである。分散化の

目標は、中長期調達計画の一部となっているべきであり、予算及び業務計画の策定プロセスと整合的であるべきである。調達計画においては、資金調達源と市場環境の相関関係が考慮に入れられるべきである。分散化を図るに当たっては、取引相手、有担保市場調達かあるいは無担保市場調達か、商品タイプ、証券化ビークル、通貨及び地理的な市場に応じて、限度を設定すべきである。

66 . 一般的な流動性管理実務として、銀行は特定のひとつの資金源又は調達期間への集中を制限すべきである。一部の銀行はホールセール調達への依存度を強めているが、ホールセール調達はリテール調達に比べると不安定性が高い。したがって、これらの銀行は、適切な満期の資金を合理的な費用で適時に調達する能力を維持するために、ホールセール調達が十分に分散化されていることを確実にすべきである。また、ホールセール調達に依存する銀行は、主としてリテール調達に頼る銀行と比較して、処分上の制約を受けず、流動性の高い資産の比率を高め維持すべきである。多数の通貨を利用している銀行は、ある通貨から他の通貨にスワップすることが必ずしも容易であるとは限らないため、それぞれの通貨について様々な調達源へのアクセスを有する必要がある。

67 . 上級管理職は、銀行の資産と資金調達源の構成、特徴及び分散について知っているべきである。上級管理職は、内部及び外部環境の変化に照らして、調達戦略を定期的に見直すべきである。

市場アクセスの管理

68 . 調達の分散化を確実にするための主要な要素のひとつは、市場アクセスを維持することである。市場アクセスは、新規資金の調達能力及び資産の流動化能力の両面に影響を与えることから、効果的な流動性リスク管理の決定的要素となる。上級管理職は、市場アクセスが適切な職員によって能動的に管理、モニター及びテストされることを確実にすべきである。

69 . 市場アクセスの管理には、資産売却のための市場を開拓すること、あるいは、有担保及び無担保ベースで資金を借り入れるための取決めを強化することが含まれる。銀行は、調達戦略に織り込まれている市場で積極的にプレゼンスを維持すべきである。そのためには、十分かつ適切なインフラ、プロセス及び情報収集への継続的なコミットメント並びに投資が必要となる。銀行は、アクセスに要するシステムや契約を確立していない、あるいは、そうした取決めが定期的には用いられていない市場に適時にアクセスできると考えるべきではない。貸出約定に貸出しの売却に係る条項を含めること及びい

いずれかの資産売却市場を定期的に利用することは、ストレス時に様々な相手に資産を売却する能力を高めるかもしれない。銀行は、いずれのケースにおいても、資産売却に適用される法的な枠組みについて十分な知識を有しているべきであり、契約文書の信頼性と法的な頑健性を確保すべきである。

- 70 . 通常は信頼性の高い調達市場でも、ストレス状況下では深刻な混乱に陥ることがある。銀行は、市場の混乱や銀行固有の問題によって、キャッシュフロー並びに短期・長期調達市場へのアクセスにどのような影響が及ぶかを考慮すべきである。特に、(銀行固有及び市場全体の双方の)ストレス下では、一部の資産の売却又はそれらの資産に係る資金調達を妥当な価格で行うことができなくなる可能性がある。
- 71 . 銀行は、既存の投資家ないし潜在的な投資家を把握し、それらの投資家との強固な関係を構築すべきである。このことは、ブローカーやその他の第三者によって運営されている調達市場においても同様である。適当である場合、銀行は中央銀行とも関係を構築し、維持すべきでもある。銀行は、鍵となる様々な資金供給者との間に強固な関係を構築することにより、銀行固有のショックや市場全体のショックに臨んで資金供給者がどのような行動を取るかを洞察することができ、流動性問題が生じた場合の防御ラインを獲得する。資金調達源とのコンタクトの頻度及び調達源の利用頻度は、調達関係の強さを表す二つの指標となりうる。
- 72 . 資金供給者との間に強固な関係を構築・維持することは重要であるが、銀行は、これらの関係がストレス時にどの程度制約を受けるかについて慎重な見立てを行うべきである。平常時において確実に資金を供給してくれる銀行であっても、広範なストレス状況下においては自身の流動性需要が不確実になるため、安定的に資金を供給してくれるとは限らない。銀行は、ストレステストのシナリオやコンティンジェンシー・ファンディング・プランを構築する際に、こうした二次的な効果を考慮し、資金源の枯渇や市場閉鎖の可能性を織り込むべきである。
- 73 . 加えて、銀行の返済能力に関する不確実性が高まった場合、取引相手の資金供給態度は極めて消極的になる可能性がある。そのような状況下では、銀行の資本クッションが質的にも堅固性においても良好であることが、調達関係の維持に係る取引相手の姿勢にポジティブな影響を与えうる。ストレステストのシナリオ及びコンティンジェンシー・ファンディング・プランにおいては、損失の発生と、それに伴う資本の減少が調達関係の維持能力にどのような影響を及ぼすかが考慮されているべきである。

74 . 銀行は、自行固有の、又は市場全体の流動性ショックについて、厳しい設定かもしれないが実際に発生する可能性がある様々なシナリオを想定し、そうしたシナリオに耐える能力を高めるためにどのような資金調達源を選択肢として確保しておくべきかを把握する必要がある。流動性ショックの性質、厳しさ及び持続期間に応じ、潜在的な調達源には次のものが含まれる。

- ・ 預金の拡大
- ・ 負債の満期の長期化
- ・ 短期及び長期負債商品の新規発行
- ・ グループ内資金移転、新規資本発行、子会社又は業務ラインの売却
- ・ 資産の証券化
- ・ 処分上の制約を受けない高流動性資産の売却又はレポ
- ・ コミットメント・ファシリティの引出し
- ・ 中銀の限界貸付制度の利用

75 . しかし、あらゆる状況でこれらの選択肢がすべて利用可能であるとは限らない上、一部の選択肢を利用するためにはかなり時間がかかるかもしれない。銀行の経営陣は、資金調達に関する選択肢を定期的に見直し、テストすることによって、短期、中期及び長期の流動性供給源としての有効性を評価すべきである。

76 . 資産の証券化は特別な流動性問題を提起する。安定した流通市場の成長に伴い、銀行は、より早いスピードで、より多くの資産を証券化する機会を拡大した。通常、これらの資産は、素早くかつ容易に現金化することができる。このため、多くの銀行では、利用可能な資金調達源を分析する際に、これらの資産も調達源に含めている。しかし、流動性の源として資産の証券化に過度に依存していると、銀行固有のストレスが生じて市場が銀行に流動性を供給しなくなった場合や、証券化市場全体に混乱が生じた場合に、自行が調達ニーズに見合ったキャッシュフローを受け取ることができるかどうかについて懸念が生じる。このことは、銀行が広範な調達基盤にアクセスを有すべきであるという論点の裏付けとなる。

原則 8

銀行は、日中流動性ポジションとリスクを能動的に管理し、平常時においてもストレス状況下においても支払・決済債務を適時に履行することによって、支払・決済システムの円滑な運行に貢献すべきである。

77. 日中流動性の管理は、銀行の流動性管理戦略全般の一要素として重要であるとともに、同戦略に含まれる他のより長期的な側面を実施する上でも非常に重要な意味を持つ。日中流動性を実効的に管理していない銀行は、期日が到来した支払債務を履行することができなくなり、その結果、他者の流動性ポジションのみならず自らの流動性ポジションにも悪影響を及ぼす。第一に、取引相手は自行が支払・決済を予定通り行えなかったことを財務上の弱点の顕れであると受け止め、自行への支払いを差し止めたり遅らせたりすることによって、自行の流動性圧力を更に強める可能性がある。特に、信用問題や市場全般のストレスに直面した場合、取引相手はこうした行動に出る可能性が高い。第二に、銀行が支払債務を履行しなかったことにより、取引相手は予期せぬ資金不足に陥って支払債務を履行する能力を損なわれ、その結果、支払・決済システムが円滑に機能しなくなることがありうる。種々の金融システムは相互依存関係にあるため、ひとつの銀行が何らかの重要な支払いを履行しなかったことによって、多数の金融システム及び金融機関に流動性問題が素早く伝播する可能性がある⁸。リスク統制が功を奏さなければ、こうした流動性問題は、中央銀行信用に対する需要を含め多くの銀行の日中又はオーバーナイトの資金調達需要に変化をもたらし、短期金融市場に悪影響を与えかねない。比較的重要性の低い支払いが遅れた場合も、それによって他の銀行が支払いの延期を余儀なくされ、そして多くの銀行でオーバーナイト資金需要の不確実性が高まるかも知れない。オペレーション面の障害が発生した場合は、その影響が一層強まることとなる。

78. 銀行は、(a) 期限の厳守を求められる支払いやその他の重要な支払いを特定して優先付けし、予定通りの履行を確保すること⁹及び (b) 比較的重要性の低い支払いについても可能な限り早期に決済すること、を目標として日中流動性を管理すべきである。しかし、こうした目標を追求するに当たって

⁸ 支払・決済システム委員会 (CPSS) が 2008 年に公表した報告書「決済システムの相互依存関係」及び 2005 年に公表した報告書「大口決済システムにおける新たな動向」を参照されたい。

⁹ 重要な支払いには、例えば、日中の履行期限が特定されている支払い、他の支払・決済システムのポジションを決済するために行う支払い、短期金融市場取引に係る受払いやマージンの支払いなど市場業務に関連する支払い及び銀行の業務上又は風評上の観点から重要性が認められるその他の支払いが含まれる。

は、資金の受払いや、新たな支払義務を伴う約定の締結によって、自行の流動性リスク態様が日中にどのように変化するかをも考慮すべきである。その際は、通常は営業終了時点で消滅するポジションもリスクに含めるべきである。例えば、銀行は日中与信を含めて顧客への信用供与を管理するに当たり、時として、顧客が十分な資金（預金又は借入れ）を確保するまで当該顧客の支払いを遅らせる必要があるかもしれない。¹⁰

79 . 銀行は、日中流動性ポジションの管理及び管理目標の遂行に際して幾つかの課題に直面する可能性がある。第一に、銀行のグロスベースの現金流入は不確実だということである。不確実性の一因は現金のフローが顧客行動から生じるという点にあり、銀行がコルレス・サービスやカスタディアン・サービスを提供している場合は特にこの要因が顕著となる。第二に、グロスベースの現金流入のタイミングも、多かれ少なかれ不確実だということである。一部の支払い（例えば CLS 銀行への支払い）については日中の特定の時刻に履行義務が発生する場合があるし、顧客が支払いの時刻を指定することもある。他方、現金流入のタイミングは多くの場合、銀行の取引相手（又は取引相手のコルレス先）によって決定される。銀行の一日のグロス現金流失はしばしばオーバーナイトのネット現金残高を上回るため、グロスベースの流入と流出の差によって大規模な日中赤残が生じうる。場合により、銀行の顧客も同様の困難に直面することがある。この結果、銀行は、日中流動性ポジションを管理し、日中の流動性管理目標を達成するため、日中借入れを行おうとするかもしれない。どの程度の流動性不足が見込まれるかに応じ、銀行は、重要な支払いを履行するために一部の現金流出を一時的に制限しなければならないこともある。日中赤残が予想を大きく上回った場合、銀行は、重要な支払いを履行するために、資金の流出に優先順位をつけることを検討するような状況に陥るかもしれない。日中借入れを行ったものの、期待していた現金流入を営業時間の終了までに受けることができなかった場合、銀行は市場又は中央銀行から更にオーバーナイト借入れを行わなければならないかもしれない。

80 . 銀行は、日中流動性管理目標を達成するため、少なくとも、業務遂行能力上の6つの要素を含む戦略を用いるべきである。第一に、銀行は、一日に見込まれる流動性の流入をグロスベースで測定し、可能であればそれらの資金フローの日中のタイミングを予想し、日中の複数時点においてどの程度の幅のネット資金不足が生じうるかについて見通しを立てることができるべきである。上述のような難しい要因があるため、銀行は、参加しているす

¹⁰ こうした場合に銀行が取る行動は、顧客との間の契約上の取極めに沿ったものであるべきである。

すべての支払・決済システムのルールを理解していること、グロスベースの流動性の流入及び流出元となっている主要取引相手（及びそのコルレス先とカスタディアン）を把握しておくこと、流動性フロー及び日中与信が最も大きくなる可能性のある時刻、日及び状況を把握しておくこと並びに流動性フローのタイミングを左右する業務要因及び自行の業務ラインと主要顧客の日中与信需要を理解していること、が重要である。銀行は、このプロセスの一助として、他の銀行を含む主要顧客に対し、それぞれの支払フローについて見通しを立てることを求めるべきである。

- 8 1 . 第二に、銀行は、予想される業務活動及び利用可能資金（預金残高、未使用の日中与信枠及び利用可能な担保）と対比しながら、日中流動性ポジションをモニターすることができるべきである。銀行は、主要なポジションを日中頻繁にモニターすることにより、重要な支払債務を履行するため追加的な日中流動性を調達したり流動性の流出を制限したりすべき時を見極めることができる。モニタリングは、日中流動性を自行自身及び顧客である銀行やその他金融機関の様々な需要に有効に配分する上でも有用である。また、予期せぬ支払フローに迅速に対応し、必要な場合にオーバーナイトの資金調達ポジションを調整することもモニタリングによって可能になる。
- 8 2 . 第三に、銀行は、日中流動性管理の目標を達成するため、十分な日中資金を調達できるよう取り計らうべきである。中央銀行は通常、銀行のこうした需要を満たすため、また支払・決済システムの円滑な機能を支援するため、中央銀行に当座勘定を開いている金融機関に日中与信ファシリティを提供している。コルレス銀行やカスタディアン銀行が顧客銀行に日中与信を供与する場合もあるし、その他の手段（例えば、短期金融市場で資金の引渡しと返済の時刻を特定の上オーバーナイト借入れを行う）で市場から資金調達を行うことも可能である。銀行は、同一通貨についても異なる通貨についても、多様な日中資金調達源を確保する必要があるかもしれない。特に、中央銀行の日中与信へのアクセスが限られている場合は多様な調達源が必要となる。
- 8 3 . 第四に、銀行は、担保として用いる資産を管理し、日中資金を調達するために必要であれば直ちに使用することができるべきである（原則 9 参照）。銀行は、日中流動性管理の目標を達成するため、所要の日中流動性を調達する際に担保として用いる資産を十分に保有しているべきである。銀行は、これらの担保の差入れや引渡しにつき、中央銀行、コルレス先、カスタディアン及び取引相手との間で実務上の取極めを結んでいるべきである。銀行はまた、国外に保有する資産を含め、種々の形態の資産を担保として実際に動かすためにどの程度の時間が必要であることを理解しているべきであ

る。

- 8 4 . 第五に、銀行は、日中流動性管理の目的に沿って流動性アウトフローのタイミングを確実に管理する能力を有するべきである。また、主要顧客の日中支払いを管理する能力を有すること及び顧客に日中与信を供与している場合は、与信手続き上、迅速な意志決定が可能であることも重要である。流動性アウトフローを実効的に統制するためには、業務ラインを横断して内部的な調整を行うことが重要である。
- 8 5 . 最後に、銀行は、日中流動性フローの予期せぬ支障に対応できる体制を整えておくべきである。原則 1 0 及び 1 1 に述べるとおり、銀行は、日中流動性に係る配慮をストレステストとコンティンジェンシー・ファンディング・プランに反映させるべきである。銀行はまた、直接参加している支払・決済システムで決済不履行が発生した場合、当該システムが取る手続きの下で、どの程度の規模の所要流動性がどのようなタイミングで発生しうるかを理解しているべきである。オペレーショナル・リスクの管理や業務続行を確保するための取極めが充実していることも、日中流動性管理の実効性を左右する重要な要素である。
- 8 6 . 銀行は、自行に一定規模以上の支払・決済フローが生じるすべての金融市場及び通貨について、上に述べた実務上の目標を達成するための方針、手続き及びシステムを有するべきである。そのために用いる手段や資源は、銀行のビジネス・モデルや銀行が金融市場で果たしている役割、銀行が特定の市場でどのように活動しているか（例えば、支払・決済システムに直接参加しているか、又はコルレス銀行やカストディアン銀行を通じて参加しているか）、また、他の銀行・企業・システムに対してコルレス・サービス、カストディアン・サービス及び日中与信ファシリティを提供しているか否か、などに応じて選択されるべきである。例えば、有担保の資金調達市場に強く依存している場合は、証券決済市場のポジションをモニターすることが即時グロス決済システムのポジションをモニターすることと同様に重要となりうる。
- 8 7 . 銀行がコルレス先やカストディアンに依存して支払・決済活動を行っている場合は、そうした取極めに基づいて様々な環境下で支払債務を適時に履行し、日中流動性リスクを管理することが可能であることを確認すべきである。特に、コルレス先やカストディアンに事務遂行上又は財務上の支障が発生し、自行の流動性管理にも支障が及ぶ場合がありうることを認識し、そうした場合にも支払債務を履行し続けることができるよう、代替的な手段を用

意しておくべきである。

原則 9

銀行は、処分上の制約のある資産とそうでない資産を区別しつつ、担保ポジションを能動的に管理すべきである。銀行は、いずれの法人が物理的にどこで担保を保管しているか、また、担保の迅速な流動化がどの程度可能かをモニターすべきである。

- 88 . 銀行は、すべての担保ポジションを計算することができるべきである。担保ポジションの計算には、所要担保額対比で見た現在担保として差し入れている資産と、処分上の制約がなく、担保として差し入れることが可能な資産が含まれる。銀行は、担保として利用可能な資産の水準を法人別、法域別及び通貨別にモニターすべきであり、システムは、担保利用の日中・オーバーナイト・ターム物の間でのシフトをモニターすることが可能であるべきである¹¹。銀行は、担保の物理的な所在（すなわち担保が所在しているカस्टディアン銀行あるいは証券決済制度）に鑑みて、担保にアクセスするために必要な事務手続きと時間を認識しておくべきである。
- 89 . 銀行は、主要な資産カテゴリーの各々について、中央銀行(の日中与信、オーバーナイト及びタームのオペや常設ファシリティを通じた借入れを利用する際)に差し入れる担保としての適格性及び主要取引相手や有担保調達市場の資金提供者に担保として受け入れられる可能性を評価すべきである。銀行は、様々な要因を考慮の上、担保源を多様化すべきである。考慮すべき要因には、市場規模の制約、特定発行体や取引先への集中、個別の発行体や市場全体にストレスが発生した場合の価格感応度、ヘアカットや担保差入れ請求、及び様々な市場ストレス・シナリオの下で民間部門の取引相手からどの程度の資金を調達しうるか、などが含まれる。
- 90 . 銀行は、「ひも付けされたポジション (tied position)」の一部となっている資産(例えば、トータル・リターン・スワップやネガティブ・ベシス・トレードをヘッジする株式・債券ポジションなど、オフバランスシート・ポジションやデリバティブ・ポジションに対するヘッジの一部として用いられ

¹¹ 中央銀行に対して差し入れられている担保を、日中、オーバーナイト又はより長いタームの与信を受けるための担保として用いることができる場合がある。ひとつの資産を異なるタイプの与信ファシリティの担保として同時に用いることはできないため、様々な担保需要が競合する中で実効的に担保管理を行う必要がある。

ている資産)があることを考慮して、必要に応じ、利用可能な担保の残高を調整すべきである。銀行は、それらの資産を流動化したり、代替ヘッジを設定したりするためにどの程度の時間が必要かを詳細に把握し、説明することができるべきである。

- 9 1 . 銀行は、実効的な担保管理の要件として、長期的で構造的な視点と、短期的及び日中の視点のそれぞれに立って、複数の異なる担保需要を満たす用意を整えていなければならない。銀行は、予想されるものと予想外の借入れを行う必要に迫られたり、マージン要請が高まったりする可能性に備えて十分な担保を保有しているべきである。担保資産の所要額は、銀行の資金調達態様に応じ、様々な期間を対象として推計すべきである。
- 9 2 . 例えば、原則 8 で議論されたように、日中担保管理は、適時に支払いを行う能力を確保するために、日中与信に係る所要担保額及び日中与信限度をモニターすることを必要とする。銀行は、差入担保又は引渡担保の水準を決定する際、日中資金フローのタイミングの不確実性が大幅に高まる可能性を考慮すべきである。また、銀行は、事務遂行上及び流動性上の支障が発生して追加的な日中担保の差入れ又は引渡しが必要になる可能性も考慮すべきである。
- 9 3 . 金融派生商品を利用する銀行は、市場ポジションの変化や自行の信用格付又は財務ポジションの変化に伴って、約定に基づき追加担保を求められる可能性があることを考慮すべきである。銀行はまた、その他のトリガー・イベントも考慮すべきである。例えば、住宅モーゲージやクレジットカード債権などの資産プールを証券化することによって資金を調達した銀行は、約定に定められた事象が発生し、プールに担保を提供したり資産を追加したりすることを求められる可能性をモニターすべきである。銀行の情報システムは、そうした偶発事象に際して用いるため、処分上の制約がなく、種類と質の面で適切な資産を十分保有しているかどうかを確認できるようになっているべきである。

原則 1 0

銀行は、潜在的な流動性の弱点を把握し、現在のエクスポージャーがあらかじめ設定されたリスク許容範囲内に収まっていることを確実にするために、銀行固有のストレス及び市場全体のストレスを想定した様々な短期のシナリオ及び長期化するシナリオに基づき（個々に及び両者を組み合わせて）定期的にストレステストを実施すべきである。銀行は、ストレステストの結果を用いて、

流動性リスク管理の戦略と方針及び各種の流動性ポジションの見直しを行い、実効的なコンティンジェンシー・プランを構築すべきである。

94 . 銀行は、普段は「平時の (normal)」環境下で流動性管理を行っているものの、ストレス状況下で流動性管理を行う用意も整えておくべきである。銀行は、将来発生しうる流動性ストレスに対する自行のエクスポージャーを把握及び定量化するため、定期的にストレステストやシナリオ分析を行って、自行の流動性ポジション、キャッシュフロー、収益性及び支払能力にどのような影響が及びうるかを分析すべきである。銀行は、こうしたストレステストの結果について管理職レベルで十分な協議を行った後、協議の結果に基づいて、エクスポージャーの削減、流動性クッションの積み上げ又はリスク許容度に照らした流動性プロファイルの調整といった是正措置又は緩和措置を講じるべきである。ストレステストの結果は、コンティンジェンシー・プランを策定したり、流動性ストレス事象に対処するための戦略や戦術を決定したりする際にも重要な役割を果たすべきである。したがって、ストレステストとコンティンジェンシー・プランは密接に関連することになる。

ストレステストのプロセス

95 . 銀行は、ストレステストを行うことによって、ストレス・シナリオがグループ全体の連結流動性ポジション並びに個別法人及び個別業務ラインの流動性にどのような影響を及ぼすかを分析することができる。組織構造の態様や集中型の流動性リスク管理を行っている度合いにかかわらず、銀行にとって、リスクがどこから生じうるかを理解しておくことは重要である。銀行は、流動性リスク・エクスポージャーの大きい個別法人（子会社及び支店）について、個別に追加的なテストを行うべきかどうかを判断すべきである。ストレステストでは、日中を含め、様々な期間を対象としてシナリオの影響を分析すべきである。

96 . テストの範囲と頻度は、銀行の規模、流動性リスク・エクスポージャーの大きさ、及び参加している金融システム内での相対的重要性に相応しているべきである。銀行は、市場が不安定な状態にある場合や監督当局から要求を受けた場合など、特別な状況に臨んでテストの頻度を上げる余地を設けておくべきである。

97 . ストレステストのプロセスに上級管理職が積極的に関与することは決定的に重要である。上級管理職は、流動性が潤沢な時にも、厳格で要求水準の高いストレス・シナリオを用いることを求めるべきである。

シナリオと前提条件

98. ストレス・シナリオの策定に際しては、銀行の業務、活動及び脆弱さにおける特徴を考慮し、主要な資金流動性リスク及び市場流動性リスクをシナリオに織り込むべきである。織り込むべきリスクには、業務活動、商品（複雑な金融商品やオフバランスシート項目を含む）及び資金調達源に関連するリスクが含まれる。銀行は、策定されたシナリオを用いて、これらの要因が銀行の流動性ポジションに及ぼしうるマイナスの影響を評価することができるべきである。
99. ストレステストを構築する際は、過去の経験がひとつの参考となりうる。しかし、過去の事象が未来の事象を正しく予言するとは限らない。ストレステストの構築に際しては、銀行実務家の判断が重要な役割を果たす。銀行は、シナリオの構成及び用いるショックの多様性を注意深く検討すべきである。短期のシナリオと長期化するシナリオ及び銀行固有のシナリオと市場全体に係るシナリオをストレステストに用いることを検討すべきである。検討すべきシナリオには、例えば、従来は非常に流動性が高かった複数の市場において同時に市場流動性が枯渇するケース、有担保及び無担保の資金調達源へのアクセスが厳しく制約されるケース、通貨の交換が制限されるケース、単一又は複数の支払・決済システムに事務遂行上又は決済上の甚だしい支障が発生するケース、などが含まれる。銀行は、現在の流動性に関する状況がいかに強固であると思われても、厳しいストレス・シナリオの潜在的な影響を考慮すべきである。
100. 銀行は、市場流動性の低下と資金流動性の制約の間につながりがあることに明確な注意を払うべきである。このことは、特定の調達市場で大きなシェアを占めている銀行や、特定の調達市場に大きく依存している銀行において特に重要である。銀行は、流動性ポジションのストレステストを行う際、その他の様々なタイプのリスクを対象として行ったストレステストから得られた洞察と結果をも考慮し、それらのリスクと流動性リスクの間に相関関係が存在する可能性を考慮すべきである。
101. 銀行は、ストレス事象の発生に伴って、複数の通貨及び複数の支払・決済システムにおいて、期限の厳守を求められる流動性需要が同時に発生する可能性があることを認識すべきである。また、そうした流動性需要は、自行の活動と、顧客である銀行や企業の活動（例えば、銀行が他の銀行にコールレス勘定を提供して支払債務を代行している場合）の双方から発生しうる。また、銀行が特定の決済システムにおいて、バックアップの流動性供給者や決済銀行などとして特別な役割を果たしている場合も、こうした流動性需要

が発生しうる。

102． ストレステストには、資産を流動化する際の決済サイクルの正確な時間的枠組み及び国境を跨いだ流動性移転に要する時間が反映されているべきである。また、ひとつの決済システムから流出する流動性を用いて他のシステムで支払債務を履行する場合、事務遂行上又は決済上の支障が発生し、予期していたシステム間の資金フローが妨げられる、あるいは遅れるリスクがあることを考慮すべきである。このリスクは、グループ内の流動性移転に依存している銀行や、中央集中型の流動性管理を行っている銀行において特に顕著である。

103． 銀行は、ストレステストの前提条件を保守的に設定すべきである。銀行は、シナリオのタイプや厳しさの度合いに応じて幾つかの前提条件を検討すべきである。以下は、検討の対象となりうるものの一部である。なお、銀行は自らの業務に適合する前提条件を用いるべきであり、本リストは例示に過ぎない。

- ・ 資産市場の流動性枯渇と流動資産の価値の毀損
- ・ リテール資金の逃避
- ・ 有担保及び無担保のホールセール資金調達源の利用可能性（又は不可能性）
- ・ 資金調達市場間の相関又は資金調達源の分散化の有効性
- ・ 追加的なマージン・コールと担保要請
- ・ 資金調達の条件
- ・ 偶発債務、特に、第三者や子会社・支店・本部に提供しているコミットメントが引き出される可能性
- ・ オフバランスの特別目的会社及びオフバランス活動（コンデュイットへの資金供与を含む）によって使われる流動性
- ・ 提供を受けているコミットメント・ラインの利用可能性
- ・ 複雑な商品又は取引に関連する流動性枯渇
- ・ 信用格付トリガーの影響
- ・ 外貨の交換可能性及び外為市場へのアクセス
- ・ 法人間、部門間及び他国との間での流動性移転の可能性。法律上、規制

上、事務上及び時差上の制限や制約の考慮

- ・ 中央銀行ファシリティへのアクセス
- ・ 資産の現金化に係る実務能力
- ・ 善後策及び善後策を実行する上で必要な約定、実務能力及び経験の有無。それらの措置を取った場合に生じうる風評上の影響の考慮
- ・ 将来のバランスシートの拡大に関する見積り

104 . 銀行はストレステストにおいて、他の市場参加者が市場ストレス事象に対してどのような行動を取ると考えられるか、また、市場参加者が同一の行動を取ることによって市場の動きがどの程度増幅され、市場の緊張がどの程度高まるかを考慮すべきである。銀行は、自らの行動が他の市場参加者に及ぼす影響をも考慮すべきである。

105 . 銀行は、ストレステストにおいて、取引相手（又はコルレス先やカスタディアン）の行動がキャッシュフローのタイミングにどのような影響を与えるかを、日中キャッシュフローへの影響も含めて考慮すべきである。コルレス先やカスタディアンを用いて決済を行っている場合は、それらの主体が日中与信の供与を制限した場合の影響も含めて分析を行うべきである。銀行はまた、ストレス事象下で顧客の日中与信利用がどのように変化するか、また、そうした需要が自行の流動性ポジションにどのような影響を与えるかを理解しているべきである。

106 . シナリオ構築は、その性質及び厳しさが自行にとって適切かつ適合しているものであることを確保するために、定期的に見直されるべきである。見直しの際は、市場状況の変化、銀行のビジネスモデルや活動の性質・規模・複雑性の変化及びストレス状況下での実体験を考慮に入れるべきである。

107 . 銀行は、ストレステストの結果が主要な前提条件に左右される度合いを分析することにより、流動性プロファイルに大きな影響を及ぼしうる変化要因を把握及び分析することができる。こうした感応度分析は、何らかの要因に対する銀行の脆弱性を把握するための追加的な手段となりうる。

結果の利用

108 . 上級管理職は、ストレステストのシナリオと前提条件及びテストの結果を検証すべきである。シナリオや前提条件の選択は適切に記録され、ストレステストの結果とともに検証されるべきである。ストレステスト結果、把

握された脆弱性、及びこれを受けて取る対応策は、取締役会及び監督当局に通知され、議論されるべきである。上級管理職は、ストレステストの結果を銀行の戦略策定プロセス（例えば資産・負債構成の調整）や日々のリスク管理実務（例えば、感応度の高いキャッシュフローのモニタリング、集中限度の低減）に織り込むべきである。ストレステストの結果は、内部的な限度の設定に際して明示的に考慮されるべきである。

- 109 . 上級管理職は、コンティンジェンシー・ファンディング・プランにおいて、ストレステストの結果をどのように用いて調達資金不足を評価し、対策を立てるかを決定すべきである。上級管理職は、見込まれる調達資金不足が流動性リスク許容度に照らして過大である場合（又は見込まれる調達資金余剰がリスク許容度に照らして過小である場合）、流動性ポジションを調整するか、又は取締役と協議の上コンティンジェンシー・プランを強化するかを検討すべきである。

原則 11

銀行は、正式なコンティンジェンシー・ファンディング・プラン（CFP）を備えているべきである。CFP は、危機的な状況における流動性不足への対処方針を明確に定めるものである。CFP は、様々なストレス状況に対する対応方針を示し、責任範囲を明確に定め、発動及び管理段階の引き上げの明確な手順を含み、確実に遂行できるように定期的に検証及び更新されるべきである。

- 110 . コンティンジェンシー・ファンディング・プラン（CFP）とは、一部の業務又は全業務の必要資金を調達する銀行の能力が甚だしく損なわれた場合に、妥当なコストで早期に対応するための方針、手続き及び行動計画の集大成である。

- 111 . CFP は、銀行の複雑性、リスクプロファイル、業務の範囲及び銀行が金融システム内で果たしている役割に相応しているべきである。CFP には、様々な悪条件下で流動性を維持し、キャッシュフロー不足を補うために用いる多様な組合せの緊急資金調達手段が明確に示されているべきである。それらの調達手段は、存続性が高く、直ちに利用可能で、柔軟に作戦展開するものでなければならない。コンティンジェンシー・プランにおいては、利用可能な緊急資金調達源と、それらの調達源からの推定調達可能額が明確化されているべきである。また、管理段階の引き上げや優先順位付けに関する手続きが明確にされ、いつ、どのように各々の対応策が発動可能かつ発動さ

れるべきかについて詳細に説明され、各々の緊急調達源から追加資金を獲得するまでの所要時間が示されているべきである。CFPは、銀行が様々な状況において迅速に対応できるよう、極めて柔軟性の高い枠組みとすべきである。

- 1 1 2 . CFPの構成、内容及び手続きは、銀行が行っている継続的な流動性リスク分析及びストレステストのシナリオと前提条件から導き出される結果に、密接に関連付けられているべきである。すなわち、CFPは日中も含め複数の時間的枠組みの中で発生する問題を対象とするべきである。

計画の提示、緊急時の手続き、役割及び責任

- 1 1 3 . 銀行は、銀行固有の流動性ストレス、市場全体に生じた流動性ストレス及び両者の相互作用による流動性ストレスを含む各種の厳しい流動性ストレス・シナリオに耐えうる CFP を策定すべきである。利用可能な緊急対策を上級管理職が俯瞰できるよう、CFPには多様な選択肢のメニューが提示されているべきである。銀行はまた、様々な前提条件やストレス・シナリオの下で、所定の対応策を実施に移すためにどの程度の時間が必要かを検証すべきである。

- 1 1 4 . CFPには、流動性危機時の役割と責任が明確に示されているべきである。CFPには、同計画を効率的に実施するため、銀行の上級管理職が十分な情報に基づいて適時に決定を下し、迅速かつ巧みに緊急措置を実行し、有効な情報交換を行うための、明確な方針と手続きが含まれているべきである。具体的には、以下の要素が含まれているべきである。

- ・ CFPの発動に係る権限を含め、役割と責任についての明確な説明。正式な「危機管理チーム」を設けることは、流動性危機下の内部調整や意思決定を円滑化すると思われる。
- ・ CFPの実施に責任を有するチームのメンバーの氏名、連絡方法及び所在。
- ・ 主要な役割における代替要員の指名。

- 1 1 5 . CFPでは、どのような状況下でどのような行動を取るべきか、誰がそうした行動を取るべきか、どのような問題をより上層の管理段階に委ねるべきか、といった点について明確な意思決定プロセスが設けられ、問題発生時に迅速な対応を取ることが可能になっているべきである。CFPでは、異なる業務ラインや所在地の間で内部調整と情報伝達を実効的に行うための手続きが明確に定められているべきである。また、監督当局、中央銀行及び決済システム運営者といった外部の主体に、いつどのような方法で連絡を取るべ

きかについても定められているべきである。

情報伝達に関する計画

116. 危機に際しては、明確なコミュニケーションを取ることにより、市場参加者、従業員、顧客、債権者、株主及び監督当局に安心感と情報をもたらすべきである。したがって銀行は、危機に臨んで自行に対する全般的な信認を維持するため、内部者のみならず、監督当局、中央銀行及び決済システム運営者といった外部の主体に対しても、時宜を得た、明快で、一貫性のある情報を頻繁に伝達する計画を策定すべきである。そうした計画においては、コルレス先、カストディアン及び顧客に対して、いつ、いかに情報伝達を行うかも定められているべきである。なぜなら、これらの主体の行動は銀行の流動性に多大な影響を及ぼす可能性があり、かつ、その行動は問題の原因がどこにあるかに左右されうるからである。

コンティンジェンシー・ファンディング・プランの設計

117. 銀行は、CFPを構想する際、(a) ストレス下の市場環境では、資産を売却したり証券化したりする能力がどのような影響を受けるか、(b) 資産市場と資金流動性の連関（例えば、通常は利用可能な市場調達手段が甚だしく又は完全に失われる、等）(c) 緊急資金調達策を実施することに伴う二次的な影響や風評上の影響、(d) 法律上、規制上、実務上及び時差上の制限や制約の下、法人・国・業務ラインの間で流動性を移転することがどの程度可能か、といった点を考慮すべきである。これらの要素には、自行又は他行の過去の経験、専門家の判断、市場実務、及び自行がストレステストの実施を通じて得た洞察が反映されるべきである。

118. 銀行のCFP（及び銀行の日々の流動性リスク管理）には、中央銀行の与信プログラム及び担保規定が反映されているべきである。反映されるべき与信プログラムには、通常の流動性管理オペレーション（例えば季節性の信用提供）に属するファシリティも含まれる。CFPに中央銀行与信を織り込む際は、与信ファシリティのタイプ、適格担保、中央銀行資金にアクセスするための実務的な手続き及びそのことに伴う風評上の問題を考慮すべきである。

119. CFPでは、重要性の高い支払いを日中に履行するために取りうる措置も含まれているべきである（原則8）。銀行は、日中流動性の調達源が乏しくなった場合、重要性の高い支払いを識別し、優先度に従って順番を決めたりスケジュールを立てたりすることができるべきである。問題の程度が甚だ

しい場合は、追加的な担保資産を選定したり動員したりすることを含め、追加的な日中流動性調達源を獲得することも重要である。CFPにおいてもストレステストの場合と同様のことが認識されているべきである。すなわち、期限の厳守を求められる支払いは、自行の取引からのみならず、顧客の取引や、銀行が支払・決済システムに提供しているサービス（例えば緊急流動性提供者の役割を担うこと）からも発生しうるということである。CFP はまた、関連するすべてのシステムで取られるリスク管理手続きを考慮に入れるべきで、それゆえ、複数の支払・決済システムに同時に問題が生じた場合にも対応可能な堅牢性を備えているべきである、

- 1 2 0 . CFP とストレス・シナリオを策定・分析する際に特に重要なことは、関連する銀行職員が、異なる法人及びシステムの間で流動性及び担保を移動する場合の実務上の手続き及びそうした移動に適用される制限を承知しているということである。流動性のモデリングに際しては、こうした流動性移動の現実的なタイムラインを織り込むべきである。バックアップ資金調達源を利用する際に担保として差し入れることが想定されている資産は、上級管理職が立てた資金調達計画に従って、適切な法人が適切な場所に保管していなければならない。

試行、更新及び維持管理

- 1 2 1 . CFP は、有効性と実務上の実行可能性を確保するため、定期的に見直され、テストされるべきである。本テストの重要な側面は、役割と責任が適切に割り当てられ、理解されていることを確保すること、関係者への連絡方法に関する情報が更新されていることを確認すること、現金と担保の移動が（特に国や法人の間で）どの程度可能であるかを調べること、並びに短い通知期間で計画を実行するために必要な法律上及び実務上の文書が整っていることを検証すること、である。銀行は、一部の資産を売却したりレポ取引に用いたりする能力など、主要な前提条件を定期的にテストし、時にクレジット・ラインを引き出してみるべきである。銀行の管理職は、毎テスト後にCFPのすべての側面を見直し、フォローアップ対応が取られることを確保すべきである。上級管理職は、CFPの見直しと更新を少なくとも年に一回行い、取締役会の承認を得るべきである。業務環境や市場環境が変化した場合は、より頻度に見直しを行うべきである。
- 1 2 2 . CFP は、銀行の業務継続計画と整合的であり、業務継続のための措置が取られている状況下においても実行可能であるべきである。すなわち、銀行は、流動性危機問題に対処するチームと業務継続問題に対処するチームの間で効果的に調整が図られることを確保すべきである。流動性危機チームの

メンバーとその代替要員は、オンサイト及びオフサイトの双方において、容易に CFP にアクセスできるべきである。CFP は、本部の中央情報管理システム内に保存されていると同時に、緊急事態に臨んで責任者が迅速に実施に移すことができるよう、その他の適切な場所にも保存されているべきである。

原則 1 2

銀行は、各種の流動性ストレス・シナリオに備えて、処分上の制約を受けない、高品質の流動性資産をクッションとして保持すべきである。流動性ストレス・シナリオには、無担保の資金調達や、通常利用可能な有担保の資金調達が不可能又は困難になるシナリオが含まれる。それらの資産を用いて資金調達を行うことについては、法律上、規制上及び実務上のいかなる障害もあるべきではない。

1 2 3 . 流動性ストレスに対する銀行の耐久性の極めて重要な一要素は、処分上の制約のない高品質の流動資産により十分なクッションが継続的に設けられていることである。それらの資産は、各種のストレス・シナリオの下で、資金調達のために売却したり担保として差し入れたりすることが可能でなければならない。流動性ストレスに備えて保有している、処分上の制約のない高品質の流動資産のクッションの額は、ストレス時の所要流動性推計額に明確に関連付けられている必要がある。ストレス時の所要流動性推計額には、資金が引き揚げられる可能性を含め、契約上のキャッシュフローと契約外のキャッシュフローの双方が織り込まれているべきである。また、無担保の資金調達が不可能になるだけでなく、最も安全で流動性の高い資産以外の資産を担保として行う資金調達も不可能になったり制限されたりするケースを想定すべきである。(ストレス時の流動性に関する前提条件と所要流動性については、ストレステストを主題とする原則 1 0 において、より詳しく論じられている。)

1 2 4 . 流動性クッションの大きさは、銀行が定めたりリスク許容度と整合的であるべきである。流動性クッションの大きさを決定する際に考慮すべき主要な要素には、キャッシュフロー・ミスマッチの大きさ、ストレスの持続期間と程度及びストレス期における資産を用いた流動化又は借入可能価格(すなわち、銀行がストレス状況下で資産を流動化する、又は有担保調達に際して担保として用いることによって手にすることができる)と推計される現金の額)などに関する前提条件が含まれる。銀行は、ストレス期間を通じて、通常の支払・決済債務を適時に履行しながら、予期せぬストレスに対して十分

な耐久性を維持することが可能となるように、流動資産のクッションの規模を設定すべきである。その際には、日中リスクを管理するために用いるその他の手段や資金源を考慮に入れるべきである（原則 8 及びパラグラフ 1 1 9 参照）。

- 1 2 5 . 流動性クッションの構成については、銀行は、最も厳しいストレス・シナリオに対する備えとして、流動性に関して最も信頼性の高い資産を核として保有すべきである。それらの資産には、現金及び高品質の政府債やそれに類する商品が含まれる。また、より軽度だが継続期間の長いストレス事象に対する備えとしては、その他の処分上の制約がない市場性の（すなわち、売却したり買戻し条件付取引の担保として用いたりすることができる）流動資産を保有することにより、クッションの構成を広範化することにより、過大な損失や値下げを避けるという対応も考えられる。
- 1 2 6 . 個々の資産の市場性は、ストレス・シナリオの内容や対象期間によって違いうる。しかし、資産の流動性を高める方向に作用する幾つかの一般的な特徴がある。それらの特徴には、構造とリスク特性に関する透明性、評価の容易性と確実性、中央銀行の受入担保としての適格性（ただし、中央銀行の適格担保であるというだけで市場での流動化が直ちに可能とは限らない）、平常時の市場取引高に対する自行の保有高などから判断される市場の厚み、関連市場における当該銀行の評判と存在感、などが含まれる。銀行は、特定の資産について、平常時に流動性の高い市場が存在するからといって、どのようなストレス状況下でもそのような市場が存在すると仮定すべきではない。資金調達のためにこれらの資産を用いることについて、法律上、規制上及び実務上のいかなる障害もあってはならない。流動性が必要になった場合はいつでも、その時点でこれらの資産を用いて必要を満たすことができるべきだからである。銀行は、厳しいストレスが発生した場合にこれらの資産を用いる心積もりと準備を整えておくべきである。しかし、こうしたクッションは防衛の第一線ではなく、飽くまでもバックストップとして捉えられるべきである。
- 1 2 7 . 銀行は、適格資産を担保として関係中央銀行からどの程度の現金を調達できるかについて、現実的な予想を立てるべきである。また、銀行は、中央銀行による流動性供給額や供給の条件の変更に依存すべきではない。

情報開示

原則 1 3

銀行は、定期的に情報開示を行い、市場参加者が銀行の流動性管理の枠組みの堅実さや流動性ポジションについて、情報に基づいた判断ができるようにすべきである。

- 1 2 8 . 情報公開は透明性を改善し、評価を容易にし、市場の不確実性を減少させ、市場の規律を強化する。銀行は、自らの流動性リスク管理について十分な情報を開示し、流動性ニーズを満たす自行の能力について、利害関係者が情報に基づいて判断を下すことを可能にすべきである。
- 1 2 9 . 銀行は、流動性リスク管理に関する組織構造及び枠組みを開示すべきである。開示においては、とりわけ、関連する委員会の役割と責任及び諸機能・諸業務部署の役割と責任について説明されるべきである。銀行は、流動性リスク管理の枠組みに関する記述において、トレジャリー機能及び流動性リスク管理がどの程度集中又は分散されているかを示すべきである。銀行は、資金調達業務、限度枠設定システム及びグループ内貸出しに関する戦略について、組織構造を説明すべきである。トレジャリー及びリスク管理機能が集中化されている場合は、グループの業務部署間の相互関係が説明されるべきである。組織内の業務部署は自らの流動性リスクを管理することをどの程度期待されているかなど、業務部署に課されている目標も示されるべきである。
- 1 3 0 . 銀行は、市場参加者が当該銀行の流動性リスクについて見解を定めることを可能にするため、定期的な財務報告の一環として、流動性ポジションについての定量的な情報を提供すべきである。現在、幾つかの銀行によって開示されている定量的な情報の例としては、銀行の流動性クッションの規模及び構成、信用格付の引下げに伴って追加的に必要となる担保、管理職がモニターしている内部的な諸比率やその他の主要な指標の数値（当該銀行の所在法域で規制上用いられている指標がある場合にはそれを含む）、これらの指標に設定されている限度値や、幾つかの短い満期帯に振り分けられたオンバランス及びオフバランス項目並びにこれらから算出された累積的流動性ギャップ、といったものが挙げられる。銀行は、市場参加者の理解を助けるため、これらの指標について十分な定性的説明を行うべきである。定性的説明には、例えば、カバーされている期間、計算は平常時とストレス時のどちらを前提として行われているか、当該指標は組織のどのレベルに適用されて

いるか（グループ、銀行又は非銀行子会社）銀行の流動性ポジション、流動性リスク及び流動性クッションを測定するために用いられているその他の前提条件、などが含まれる。

131. 銀行は、自行がどのように流動性リスクを管理しているかを市場参加者が更に深く理解できるよう、追加的な定性的情報を開示すべきである。現在、幾つかの銀行によって開示されている定性的な情報の例は以下に示されているとおりである。このリストは例示に過ぎず、すべてを網羅するものではない。

- ・ 銀行がエクスポージャーを有し、モニターしている流動性リスクの態様
- ・ 銀行の資金調達源の多様性
- ・ 流動性リスクを削減するために用いているその他の技術
- ・ 銀行がデータを開示していない追加的な指標を含め、流動性ポジション及び流動性リスクの測定に用いられている概念
- ・ 銀行の資金流動性管理の枠組みに資産市場の流動性リスクがいかに反映されているかについての説明
- ・ ストレステストがどのように用いられているかについての説明
- ・ モデル化されているストレステスト・シナリオについての記述
- ・ 銀行のコンティンジェンシー・ファンディング・プランの概要及び同プランとストレステストの関係
- ・ 流動性準備の維持に関する銀行の方針
- ・ グループ企業間の流動性移転に対する制度上の制約
- ・ 銀行内部における流動性報告の頻度及び種類

監督当局の役割

原則14

監督当局は、銀行の流動性リスク管理の枠組みと流動性ポジション全体を定期的に総合評価し、当該銀行が金融システム内で果たす役割に照らして、流動性ストレスに対する耐久性が十分なレベルに達しているか否かを判断すべきである。

- 1 3 2 . 監督当局は、銀行に対し、(a) 本文書に提示した諸原則に則って流動性リスクを認識、測定、モニター及び統制するための、本文書で提示した諸原則と統合的な流動性リスク管理のための強固な戦略、方針及び手続きを有すること、及び(b) 流動性ストレスに対する備えとして十分な水準の流動性を保持すること、を求めるべきである。監督当局は、平時及びストレス時において、銀行の流動性リスク管理実務及び流動性の適切性に対し、十分な評価を行いうるような監督上の枠組みを有するべきである。このような評価は、オンサイトでの検査及びオフサイトモニタリングを通じて行いうるほか、銀行の上級管理職及び取締役会若しくはその双方との定期的なコミュニケーションも含まれているべきである。監督上の枠組みは一般に公開されているべきである。
- 1 3 3 . 監督当局は、個別銀行に対する流動性リスク監督のアプローチを構築するに当たって、当該国の銀行の性質やリスク及び国内の法的枠組みや市場構造など、関連する背後要因を考慮すべきである。監督当局はまた、銀行の規模、支払・決済システムにおいて果たしている役割、専門性の高い業務活動などの関連要因に鑑みて、当該銀行が金融システムの円滑な機能にどのようなリスクを及ぼしているかを考慮すべきである。監督当局は、金融システムをリスクに晒す度合いが最も大きい銀行をより注意深くモニターし、そうした銀行に対しては高い基準の流動性リスク管理を求めるべきである。
- 1 3 4 . 監督当局は、銀行のリスク許容度を評価し、当該銀行のビジネスモデルやその銀行が金融システムにおいて果たしている役割に鑑みて、そのリスク許容度の下で十分な流動性が確保されることを確認すべきである。監督当局は、取締役と上級管理職が流動性リスクの健全な管理について全面的に責任を負っているか否か、また、業務ラインの管理職や職員に対して十分な監督と指針を提供しているか否かを評価すべきである。監督当局は、銀行が流動性リスクの測定及びモニタリングを行うプロセスの実効性を評価し、予想されるシナリオや様々なストレス・シナリオの下で将来の所要資金調達額を推計する際に銀行が用いている技術（プロセスと内部統制）及び前提条件を検証すべきである。監督当局は、銀行が、市場の現状と潜在的な変化を考慮の上主要な諸前提を分析し、それらが継続して有効であるかどうかを判断していることを確保すべきである。本分析に際しては、予想外の資金流出が生じたり、外部的な市場環境が変化したりする可能性を考慮に入れるべきである。一部の監督当局は、流動性リスク管理のための定量的基準（限度、比率等）を設定することが有益であると考えられるかもしれない。ただし、そうした基準が用いられている場合であっても、それらの基準が銀行自身による流動性リスクの測定と能動的管理を代替するものであると解釈されるべきでは

ない。監督当局は、銀行の流動性クッションの規模及び構成の適切性並びに銀行が各種のストレス・シナリオの下で資産の市場性について置いている前提条件を評価すべきである。

- 1 3 5 . 流動性のストレステスト及びコンティンジェンシー・プランは流動性リスク管理の重要な要素であることから、監督当局は双方について特に注意を払うべきである。また、監督当局は自ら、シナリオの範囲と厳しさ及びシナリオの基本となる前提条件を厳格に評価すべきである。こうした評価を行った後、監督当局は銀行に対し、シナリオの強化や、当該行のストレステストプログラムに最低限含めるべき特定のシナリオを用いることを提案するかもしれない。
- 1 3 6 . 監督当局は、上級管理職や取締役会がストレステストの結果をどのように用いているかについて評価を行うべきである。そうした評価の中には、ストレステストによって明らかになった脆弱性を緩和するために上級管理職と取締役会が具体的で有意義な措置を講じているかについての評価を含むべきである。脆弱性の性質や規模に応じ、そのような措置として、コンティンジェンシー・ファンディング・プランの修正、現在の業務活動及び流動性リスクポジションの変更又は流動性ストレスに対する備えとして処分上の制約のない高流動性資産の形で設けているクッションの拡大、などが選択されるかもしれない。監督当局は更に、コンティンジェンシー・ファンディング・プランの包括性及び同プランに対する理解を促進するために経営陣が実施している作業を評価すべきである。コンティンジェンシー・ファンディング・プランにおいては、ストレステストで明らかになった脆弱性への対策が講じられているべきである。また、同プランに対する理解は、定期的なテストや内部のコミュニケーションにより促進されるべきである。
- 1 3 7 . 銀行の支払・決済業務からは、潜在的に大規模な日中及びオーバーナイトの流動性リスクが生じうる。したがって、監督当局は、銀行がそうした流動性リスクをどのように管理しているかを評価すべきである。他に評価すべき要素としては、顧客による日中与信の利用を含め、当該銀行が資金の流出をどのようなプロセスで統制しているか、また、一時的なストレスや長期化するストレスの下で、当該銀行が十分な水準の日中資金にアクセスする能力を有しているかどうかがある(原則8、パラグラフ119及び124参照)。支払・決済業務から生じる流動性リスクを銀行がどのように管理するかは、支払・決済システムの円滑な運行に密接に関わってくる可能性がある。このため、監督当局は、中央銀行又は支払・決済システムのオーバーサイトに責任を有するその他の当局との間で、この分野における監督活動を適宜調整す

ることを勧奨される。

原則 1 5

監督当局は、銀行の流動性リスク管理の枠組みと流動性ポジションに対する定期的な評価を、銀行の内部レポート、監督当局向け報告及び市場情報を適宜組み合わせることでモニターすることにより補完すべきである。

1 3 8 . 監督当局は、銀行に対し、流動性ポジション及び流動性リスクについての情報を定期的に提出するよう求めるべきである。監督当局は、銀行に関する市場情報及びその他の一般に入手可能な情報をも活用すべきである。監督当局がそのような情報やデータを収集する目的は、特定の銀行において流動性リスク又は圧力が高まっているかどうかを判断し、当該銀行の耐久性を評価するための一助とすることにある。監督当局は、銀行の流動性リスクに対するモニタリングを強化するため、これらのデータを早期警戒システムに組み込むかもしれない。

1 3 9 . 監督当局は、要求する情報の性質や、個別銀行のリスクプロファイルと重要性に応じた頻度で、銀行から情報を収集し、分析すべきである。監督当局は、市場の動向を注視し、その結果に応じて報告の内容及び頻度を適宜調整し、ストレス時にはより高い頻度で報告を求めるべきである。ストレス時には、監督当局と中央銀行が密接に協力し、主要な銀行の流動性ポジション及び金融市場全般の流動性に関する状況をモニターすることが特に有益である。

1 4 0 . 監督当局は、モニタリングと評価のため、例えばストレステストの結果など、銀行の内部的な経営報告の提出を求めるべきである。しかし、監督当局は通常、銀行間の有意義な比較を行うため、監督当局が必要と考えるデータ項目をカバーする標準化された枠組みを用いて監督上の報告を行うことも求めるであろう。そのような場合、監督当局は諸定義を明確にすべきである。

原則 1 6

監督当局は、流動性リスク管理プロセスや流動性ポジションに欠陥がある銀行に対し、実効的かつ迅速に欠陥を解消する対処策を取ることを求める措置を講じるべきである。

- 1 4 1 . 監督当局は、銀行に対し適切な改善措置を取ることを求める権限を含め、把握した欠陥に対処するための広範な手段を有するべきである。いずれの手段を用いるか、また、銀行に対してどのような時間的枠組みで改善措置の実施を求めるかは、問題となっている欠陥が当該銀行又は関連する金融システムの安全性と健全性に及ぼすリスクの水準に応じて決定されるべきである。
- 1 4 2 . 流動性リスク管理に弱点のある銀行又は過度の流動性リスクを有する銀行に対して監督当局が取りうる対応の例には以下のものが含まれる。
- ・ 銀行に対し、内部的な方針、統制又は上級管理職及び取締役会への報告を改善することによって、流動性リスク管理を強化するよう要求する。
 - ・ 銀行に対し、より強固なストレステストを実施すること及びより強いコンティンジェンシー・ファンディング・プランを構築することによって、緊急事態への備えを改善するよう要求する。
 - ・ 銀行に対し、いずれかひとつ又は複数の期間帯のファンディングギャップを削減することや、処分上の制約のない高品質の流動資産によるクッションを拡大したりすることなどによって、流動性リスクを削減するよう要求する。
 - ・ 銀行に対し、買収や業務の大幅な拡大を制限する。
 - ・ 銀行に対し、より高水準の自己資本に基づいて業務を行うよう要求する。自己資本は流動性不足に対する解決策とはならないし、実効性を欠いたリスク管理プロセスに対する長期的な解決策ともならないが、自己資本ポジションは、特に危機時において銀行の流動性獲得能力に影響を与える。
- 1 4 3 . 監督当局は、銀行に対して改善措置の実施を要求する場合、行動スケジュールを設定の上、欠陥に対して適時適切な対応が取られていることを確保するためのフォローアップを行うべきである。監督当局は、明らかになった欠陥に対して銀行が適切に対処しなかった場合や、流動性ポジションの悪化などに鑑みて更なる措置が必要であると判断した場合、より厳しい改善措置の実施や、改善措置の前倒しを求めるような、段階的な対応厳格化の手続きを有しているべきである。

原則 17

監督当局は、流動性リスク管理の監督やオーバーサイトにおける実効的な協力関係を促進するよう、国内外を問わず、他の監督当局や中央銀行等の公的主体とコミュニケーションを図るべきである。コミュニケーションは、平時においては定期的に行われ、ストレス時においては情報共有の内容や頻度が適宜高められるようにすべきである。

144 . 銀行監督当局、中央銀行、証券規制当局及び預金保険機関を含め、関係する公的機関が互いに協力と情報共有を行うことは、各機関がそれぞれの役割を効率的に果たすことに大きく貢献しうる。このようなコミュニケーションにより、監督当局は、銀行の総合的なプロファイル及び銀行の直面するリスクをより正確に評価することができ、その他の当局は、金融システム全体が直面しているリスクを評価することができる。例えば、監督当局は、監督下の銀行が直面する流動性リスクの範囲について、自らの見解を中央銀行に伝えるかもしれない。他方、中央銀行は、現在の金融市場環境や、金融システム全体に対するリスクについて、監督当局が理解を深めることを助けるかもしれない。市場の状況についての情報は、特にストレステストのシナリオやコンティンジェンシー・ファンディング・プランの前提条件が適切であるか否かを評価する上で、監督当局にとって有益でありうる。支払・決済システムの監督者である中央銀行は、金融機関相互間のつながりや、金融システム全体に混乱が広がる可能性について、監督当局の理解を深めるための手助けをすることができる。中央銀行及びその他の当局は、支払・決済システムの運営者など、規制当局以外の利害関係者とのコミュニケーションを促進することもできる。関係する利害関係者が平時から定期的に対話と協力を行うことは、関係者間の実務的な連係を強め、銀行固有のストレス又は市場全体のストレスが生じた際により実効的なコミュニケーションと協力を可能にする。

145 . 各国の監督当局が流動性リスク管理及びコンティンジェンシー・プランに関する現時点でのベストプラクティスについて議論することは、監督プロセスを強化する。クロスボーダーの銀行グループについては、グループレベル及び国外子会社・支店レベルの双方で正確にリスクを評価するため、母国当局と現地当局の間で効果的に協力と情報共有を行うことが不可欠である。特に、現地当局は、グループの流動性プロファイルが現地国の拠点のリスクにどのような影響を与えるかを把握する必要があり、母国当局は、国外支店又は子会社が銀行グループ全体に大きなリスクを及ぼすケースについて情報を必要とする。

146 . 利害関係者間のコミュニケーションの内容と頻度は、銀行固有のストレス又は市場全体のストレスに際して一層強化されるべきである。この場合、関係銀行が、母国及び現地国の金融システムにおいて、又はクロスボーダー銀行グループにおいて、どの程度の重要性を持っているかを考慮に入れるべきである。危機時に他の利害関係者とコミュニケーションを取る適切な方針及び手続きが存在すべきである。以下に示すタイプの事象は、コミュニケーションを高める必要があると思われる例であるが、これに限定されるわけではない。

- ・ 銀行の財務状況の著しい悪化
- ・ 銀行の市場アクセス又は預金による資金調達が閉ざされる可能性の切迫
- ・ 銀行又は金融当局が近日行う重大な情報開示
- ・ 銀行による資金調達のための大規模な資産売却
- ・ 銀行の信用格付の大幅な引下げ
- ・ 意図的かつ急激な銀行のバランスシートのレバレッジの拡大又は縮小の証左
- ・ 法人間又は国境を越えた資産や担保の移動を制限又は緩和することに関する金融当局の決定
- ・ 資金調達市場の甚だしい混乱により、中央銀行又は支払・決済システム運営者の業務に重大な影響が及ぶ見込み

147 . 監督当局は、他の監督当局や利害関係者と共有する情報の種類について、慎重に考慮すべきである。共有される情報は、受領する者にとって重要であり、かつ関係のあるものであるべきである。監督プロセスにおいて双方向の対話が重要であることは認識しつつも、監督当局は、守秘義務に関する関連法を遵守するよう注意すべきであり、また、銀行の固有財産に相当する情報を保護する必要性をも認識すべきである。機密性が特に問題となるケースにおいては、二つ以上の監督当局間又は監督当局とその他当局の間で、情報共有の前提として、覚書（memorandum of understanding）のような特別な取極めを行うことが適切かもしれない。

流動性作業部会のメンバーリスト

共同議長	Mr Nigel Jenkinson Mr Arthur Angulo
オーストラリア	Mr Neil Grummitt
ベルギー	Mr Jurgen Janssens
カナダ	Mr Greg Caldwell
中国	Mr Liao Min
フランス	Ms Marie-Celine Bard
ドイツ	Mr Jörg Schäfer Mr Frank Pierschel
香港	Ms Rita Wan Wan Yeung
イタリア	Mr Andrea Pilati
日本	太田 浩 久山 淳爾
ルクセンブルク	Mr Marco Lichtfous
オランダ	Ms Hanne Meihuizen
シンガポール	Mr Kim Leng Chua
スペイン	Ms Beatriz Maria Domingo Ortuño
スウェーデン	Ms Petra Gressirer
スイス	Mr Peter Ruetschi
英国	Mr George Speight Mr William Speller Ms Hortense Huez Mr Guy Benn Mr David Morgan
米国	Ms Mary Frances Monroe Mr Craig Marchbanks

EU 委員会

支払・決済システム委員会

金融安定研究所

事務局

Ms Kathryn Chen

Mr Kyle Hadley

Mr Ray Diggs

Mr Tom Day

Mr Giuseppe Siani

Mr Douglas Conover

Mr Jeffrey Miller

Mr Bill Coen

Ms Mary Craig